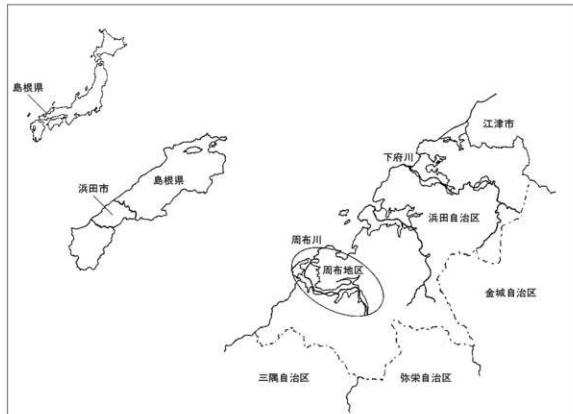


浜田市遺跡詳細分布調査-周布地区 I -

平成15年度 市内遺跡発掘調査報告書



2007年

3月

2007年 3月

島根県 浜田市教育委員会



周布地区全景



寺本遺跡（T1）土坑棟出状況



寺本遺跡（T1）土坑と柱穴



市屋敷遺跡（T5）土層図

序

浜田市教育委員会では市内の重要遺跡を確認するため、平成11年度から国庫補助事業を受けて市内遺跡の発掘調査を実施しています。平成13年度までは浜田市東部の国府地区で試掘確認調査を実施しました。

平成14年度からは周布地区の確認調査を実施しており、国指定史跡 周布古墳周辺と市指定史跡 鳥巣城跡周辺の平野部の試掘調査も実施しました。このうち本書では中世周布氏に関連すると考えられる周布平野の試掘調査の調査結果を収録しています。

浜田市西部の周布地区では、国指定史跡 周布古墳をはじめ多くの古墳があり、中世にはこの地域の代表的武士である周布氏が漂流民救出をきっかけに朝鮮貿易を行ったと伝えられています。

当教育委員会では、これらの文化財の解明を行うための発掘調査を実施し、いずれも貴重な調査結果を得ています。調査の結果、旧山陰道周辺と鳥巣城下で中世の遺構・遺物を確認し、弥生時代から中世・近現代まで幅広い時代の遺物が出土しました。今後、周布地区の歴史を考える上で重要な調査となりました。

本書はこれらの調査結果と周布地区の遺跡を末長く後世に伝え、学校教育や生涯学習などひろく活用するための基礎資料としてまとめたものです。この資料が幅広く活用されることにより、文化財保護思想の普及、地域史研究への一助となることを願っております。

おわりに、調査を指導していただいた島根県教育委員会及び関係諸機関に深く感謝申し上げます。また、あらゆる面から調査にご協力いただきました周布地区の方々に対し、深甚なる謝意を表する次第であります。

平成19年3月

浜田市教育委員会

教育長 山田洋夫

例 言

1. 本書は浜田市教育委員会が平成15年度に国庫・県費補助を受けて実施した市内遺跡発掘調査事業の報告書である。事業は試掘確認調査と関連遺物の整理作業を実施した。

2. 調査は以下の組織で行った。

調査主体 浜田市教育委員会教育長 竹中弘忠（平成15年度）

山田洋夫（平成18年度）

調査指導 桑原韶一（浜田市文化財審議会長）・平成15年度

中村唯史（島根県立三瓶自然館学芸員）・平成15年度

調査指導 島根県教育委員会 文化財課

調査員 柳原博英（浜田市教育委員会 文化振興課 文化財係 主任主事）

事務局 派出市教育委員会 文化振興課 文化財係

文化振興課長 桑田 嶽（平成15年度）

山根 稔（平成18年度）

文化財係長 神山真治(平成15年度)

原 補足(平成18年度)

主任主事原裕司(平成15年度)

主任 主事 潘山惠子(平成18年度) 主事 近重智美

3. 調査に於ける漏れの原因を明確化するための方法とその実験結果である。

調査協力：柳谷豊作、樺山正樹、原山有次郎、星聰守、田口景文吉助

調且參加。右本為雌，捕守雌、性不正即、施木下之工

井原ひづみ、平田洋子、平田貢子、花岡沙織子、有土美恵子

吉本徳昭、吉曾川平、吉賀大雅

4. 標高は平成13年に諏訪谷川通常防工事に伴い、設置されていた基準標を使用した。押団の方位は磁北で示している。

5. 出土遺物、実測図及び写真は浜田市教育委員会に保管してある。

6. 本書の執筆編集は柳原が行った。ただし、第4章の自然科学分析は文化財調査コンサルタント株式会社 渡辺正巳がまとめたものを柳原が一部調整した。また、第6章の史料編の作成には近重の協力を得た。

本文目次

第1章 調査に至る経緯と経過	1
第2章 周布地区の遺跡と歴史的環境	2
第1節 概要	2
第2節 周辺の遺跡	9
第3章 周布地区の試掘調査	13
第1節 遺跡の概要	13
第2節 調査の概要と出土遺物	13
第4章 寺本遺跡（T1）確認調査におけるAMS年代測定	25
第5章 総括	28
第1節 遺構について	28
第2節 遺物について	28
第3節 周布地区の小字名について	29
第4節 中世の周布地区について	30
第6章 史料編	縦組 1 38

第1章 調査に至る経緯と経過

浜田市教育委員会では国庫補助事業を受けて市内の遺跡の試掘確認調査を、平成11年度より実施しており、これまで平成13年度に国府地区の調査報告書、平成17年度に石見国分寺跡・同尼寺跡の調査報告書を刊行した。

浜田市内で遺跡の多く分布する周布地区では、近年国道9号線付近や鳴尾城下周辺では造成工事などが進行しており、今後の開発に対応するためにも周布地区の遺跡の把握が必要になった。このため、平成14年度よりこれまでの国府地区（石見国分寺跡など）の調査に加え、周布地区的試掘確認調査を実施している。各年度の調査内容は以下のとおりである。

平成14年度 石見国分尼寺跡・石見国分寺跡・周布古墳の確認調査

平成15年度 周布古墳・周布地区の試掘確認調査

平成16年度 石見国分寺跡確認調査

平成17年度 石見国分寺跡確認調査・調査報告書作成（石見国分寺跡・石見国分尼寺跡）

調査報告書刊行『史跡 石見国分寺跡・県史跡 石見国分尼寺跡』

平成14・15・17年度 市内遺跡発掘調査報告書』

平成18年度 蔵地繁正宅後古墳確認調査・金田1号墳確認調査

調査報告書作成（周布地区試掘調査）

本報告書には平成15年度の周布地区試掘調査の概要をまとめている。調査日程は以下のとおりである。

・現地調査 平成15年10月27日～12月26日

桑原龍一先生調査指導 平成15年12月9日

中村唯史先生調査指導 平成15年12月9日

・調査報告書作成 平成18年4月5日～平成19年3月30日

第2章 周布地区の遺跡と歴史的環境

第1節 概要

浜田市は石見地方と呼ばれる島根県西部地域のほぼ中央に位置する。この地域は山々が海岸付近までせまっており、河川河口部には沖積平野が広がる。平成17年に旧金城町・旧三隅町・旧弥栄村・旧旭町と合併し、南は広島県まで接する広い範囲で新浜田市となった。

周布地区は旧浜田市の西部にあたり、国指定史跡「周布古墳」などが所在する。古代から中世にかけての「那賀郡周布郷」にある。なお、「周布」の地名は兵庫県に「修布」、愛媛県に「周敷」がみられ、河流に沿った沖積層として共通するため、「スヘ（洲辺）」で砂地のことをいった可能性がある。二級河川の周布川によって形成された石見地域では比較的大きな平野とその北東側に発達した砂丘地からなる。現在、旧石器時代の遺跡は知られていない。

縄文時代

日脚遺跡で早期の集石炉、土器（押型文土器・織維土器群など）、石器（石鏃、楔形石器、石飾など）が見つかっている。鰐石遺跡では後期～晩期の土器が少量出土している。

弥生時代

鰐石遺跡では前期の土坑群が見つかっている。遺物は前期の土器・石器を中心に後期までの土器が出土している。周布古墳でも前期の土器・石器が確認されている。

また、周布川の河原で後期の仿製鏡が見つかっている。洪水後の河川敷で見つかっており、他に打製石斧が見つかっている。森ヶ曾根古墳では墳丘下で後期の土坑が確認されている。

平野部ではツナメ遺跡などで土器片が見つかっているが、住居跡などは不明である。

古墳時代

前期古墳は確認されていない。中期古墳は周布古墳が石見を代表する前方後円墳である。国指定史跡のため墳丘自体の調査は行われていないが、隣接地の調査により墳丘は現状より約11m大きい全長76mで周溝が巡っていたことが確認された。周溝からは多量の葺石と埴輪片が出土し、5世紀中～後半頃に造られたと考えられる。

日脚遺跡では6世紀前葉の須恵器窯跡が見つかっており、石見で最古の須恵器窯跡である。6世紀中葉の須恵器や埴輪も見つかっており、この時期の窯跡が周辺にあると考えられている。

後期古墳では横穴式石室をもつ古墳が多い。めんぐろ古墳は6世紀前半頃に造られた古墳である。詳細は不明であるが、中部九州系に系譜をもつ横穴式石室とされ、島根県で最も古いものである。須恵器（子持壺・蓋杯など）・鉄器（刀・馬具類）・玉類など豊富な遺物が見つかった。出土品は島根県指定文化財に指定されている。また周辺から埴輪片も出土している。

6世紀後半以降の発掘調査された後期古墳は日脚古墳群（1～6号墳）、森ヶ曾根古墳、蔵地繁正宅後古墳がある。いずれも石室の基礎部や抜取痕しか残っていないが、石室の形は無袖式横穴式石室（森ヶ曾根古墳・日脚2号古墳・日脚4号古墳）と片袖式横穴式石室（日脚3号古墳）が見られる。他に横穴式石室と考えられる石が見られる古墳は、鰐石古墳群、塚原山古墳群、小西ヶ丘古墳などがある。

古墳時代中期から後期初めまでは、石見を代表する周布古墳、めんぐろ古墳が造られるが、その後は中小規模の古墳が平野に散在するようになる。古墳時代終末から古代にかけては、ほとんど遺

跡が確認されておらず様相が不明確である。

古代

日脚遺跡で遺物と建物跡が確認されているが、他には蹲石遺跡や寺本遺跡で遺物が少量出土するのみである。

中世以降

中世には蹲石遺跡で遺物（貿易陶磁器・滑石製鍋など）、寺本遺跡（土師器・貿易陶磁器）・市屋敷遺跡（土師器・貿易陶磁器）・ツナメ遺跡（土師器・貿易陶磁器）で遺構・遺物が確認されている。

この頃は石見を代表する武士団である益田氏から分かれた周布氏に関連する遺跡が多く、伝周布氏の墓（五輪塔・宝霞印塔群）、鳶巣城跡（周布城）などがある。慶長5年(1600)年に周布氏が長門へ転封されるまで周布氏の本郷であったと考えられる。周布氏は応永32年(1425)長浜に漂着した李朝の人々を対馬へ護送したことをきっかけに受図書と認められ朝鮮と約50回程交易したと李朝実録に記されている。しかし、近年の研究では交易はいわゆる名義貸（偽使）であった可能性が指摘されている。

なお、近世には日脚産砂鉄の「ヒナシ」が製鉄の際に溶融を促進する薬粉鉄として各地のたたらに運ばれていたとされている。また、江戸時代末から昭和40年代頃までこの地域でも「石見焼」と呼ばれる陶器と瓦が大量に焼かれていた。窯跡が現在も各地で残存している。

番号	名 称	種 別	所 在 地	概 要	備 考
1	寺本遺跡	集落	周布	須恵器・土師器・陶磁器	
2	市屋敷遺跡	集落	周布	土師器・陶磁器	
3	ツナメ遺跡	散布地	周布	弥生土器・須恵器・土師器・陶磁器	
4	伝周布氏の墓	古墓	周布	宝鏡印塔、五輪塔	
5	鳩巣城跡	城跡	周布 要害	山城、本丸、空堀、須恵器	周布城跡・市指定
6	川原遺跡	散布地	穂出	下駄	
7	永見窯跡	窯跡	熱田 長浜	人形(初期長浜人形)	
8	佐々木窯跡	石見焼窯跡	長浜	すり鉢	
9	渡辺窯跡	石見焼窯跡	長浜	瓦、昭和	
10	ほうどう寺窯跡	石見焼窯跡	熱田 長浜	丸物	
11	大田窯跡	石見焼窯跡	日脚	瓦窯	
12	鈴居古墳	古墳	日脚 鈴居		消滅
13	柿谷窯跡	石見焼窯跡	日脚	明治初年頃は瓦窯、昭和初頭に丸物窯	消滅
14	日脚遺跡	古墳・窯跡他	日脚	古墳群、須恵器窯跡、縄文早期の土塘群、集石炉、奈良時代の掘立柱建物跡	
15	日脚下浦古墳	古墳	日脚	石棺、土師器、須恵器	消滅
16	鰐石古墳群	古墳	治和 鰐石	4基 円墳、磨製石斧片	
17	鰐石遺跡	土坑群	治和 相田	弥生土器、土師器、須恵器、石器、陶磁器	出土品一部市指定
18	森ヶ曾根古墳	古墳	治和	横穴式石室、須恵器、弥生土器	消滅
19	羽根尾窯跡	石見焼窯跡	津摩	瓦、昭和初期	
20	藏地繁正宅後古墳	古墳	津摩 奥追	横穴式石室、須恵器、直刀	
21	大田窯跡	石見焼窯跡	周布	瓦窯	
22	高野山下遺跡	散布地	周布	須恵器片	
23	塚原山古墳群	古墳	周布	円墳、横穴式石室	
24	王子山古墓	古墓	内村	宝鏡印塔 3基	
25	小西ヶ丘古墳	古墳	治和 小西	円墳	
26	浴田遺跡	散布地	治和	須恵器片(子持壺)	
27	めんぐろ古墳	古墳	治和 三宅	仿製鏡、玉、馬具、大刀、鉾他	出土品県指定
28	三宅辻遺跡	散布地	治和 三宅辻	須恵器片	
29	周布古墳	古墳	治和 三宅	前方後円墳、埴輪、弥生土器	国指定
30	沃田寺山古墳	古墳	治和 門田	刀劍、須恵器	消滅
31	吉地古墓	古墓	吉地	五輪塔、宝鏡印塔	
32	木引地遺跡・青野鐵治屋跡・青野鉢跡	散布地 製鉄遺跡	治和 木引地、西村	磨製石斧片、字 鐵治屋、鐵滓	
33	青口古墓	古墓	西村 大谷下	五輪塔	
34	青口遺跡	散布地	西村 大谷下	土師質土器	
35	坂辻西遺跡	散布地	西村 大谷下	磨製石斧片	
36	坂辻遺跡	散布地	西村 坂辻	打製石斧	
37	青ノ城跡	城跡	西村 青口	山城	
38	大谷鐵治屋跡No 4	製鉄遺跡	西村	字 鐵治屋	
39	大谷鐵治屋跡No 3	製鉄遺跡	西村	字 鐵治屋	
40	大谷鐵治屋跡No 2	製鉄遺跡	西村	字 鐵治屋	
41	大谷鐵治屋跡No 1	製鉄遺跡	西村	字 鐵治屋	
42	大谷鉢跡	製鉄遺跡	西村	鐵滓、屋号 たらら	
43	田橋鐵治屋跡	製鉄遺跡	田橋		

表1 周布地区遺跡概要



第1図 周布地区周辺図(1)・明治34年発行 番号は表1に対応



第2図 周布地区周辺図2・平成11年発行 番号は表1に対応

主要参考文献

全般

中尾典史1933『周布村郷土史』

鳥根県那賀郡周布村尋常高等小学校1937『周布村郷土誌』

浜田市1973『浜田市誌』上巻

浜田市教育委員会 1977『浜田の文化財』

吉田秀樹1991『日本地名辞典』新人物往来社

平丸社1995『日本歴史地名大系第三三巻 鳥根県の地名』

浜田市教育委員会2002『浜田の文化財』

日脚遺跡

鳥根県教育委員会 1985『日脚遺跡 日脚住宅団地予定地内発掘調査報告書』

鰐石遺跡

前島己基1973『浜田市鰐石道路』季刊文化財』22号 鳥根県文化財愛護協会

柳原博英1996『鰐石遺跡について』『亀山』第23号 浜田市文化財愛護会

柳原博英1999『鳥根県鰐石道路出土の大陸系磨製石器類について』『田中義昭先生追官記念文集 地域に根ざして』田中義昭先生追官記念事業会

柳原博英2005『浜田市鰐石道路出土遺物—弥生前期土器を中心に—』『古代文化研究』第13号 鳥根県古代文化センター

周布川河原出土銅鏡

川原和人1986『周布川河原出土銅鏡』『弥生時代の青銅器とその共存関係』埋蔵文化財研究会

鳶巣城跡

藤岡大拙他編1980『日本城郭大系』第14巻 鳥取・鳥根・山口 新人物往来社

寺井毅1991『石見銀山氏の桜尾城・松山城・波佐一本松城跡の歴史的構造群についての考察』『鳥根考古学会誌』第8集 鳥根考古学会

鳥根県教育委員会1997「16 鳶巣城跡」

『鳥根県中近世城館分布調査報告書 第1集』

石見の城館跡

鈴居古墳

肥後敏雄1995『鈴居古墳について』『ひのあし』第27号 ひのあし会

森ヶ曾根古墳

浜田市教育委員会1986『周布小建設予定地内埋蔵文化財(森ヶ曾根古墳)発掘調査報告書』

定森秀夫 1989『日本出土の“高麗タイプ”系陶質土器』—日本列島における朝鮮半島系遺物の研究—『京都文化博物館研究紀要 朱雀』第2集

藏地城正宅後古墳

内田律雄1984『出雲刈山4号墳と搬入須恵器』『ふいーるど・のー』No 6 本庄考古学研究室

鳥根県教育委員会 1985『日脚遺跡 日脚住宅団地予定地内発掘調査報告書』

平成18年度に確認調査を実施している。

塚原山古墳群

浜田市教育委員会 1977『浜田の文化財』

浴田遺跡

柳浦俊一1993『鳥根・鳥取県出土土器集成』『鳥根考古学会誌』第10集 鳥根考古学会

めんぐろ古墳

山本清1957『浜田市めんぐろ古墳出土遺物について』『鳥根大学論集(人文科学) 第7号』のち、山本清 1971『山陰古墳文化の研究』山本清先生追官記念論集刊行会に再録

鳥根県教育委員会1985『日脚遺跡 日脚住宅団地予定地内発掘調査報告書』

川原和人1985『浜田市めんぐろ古墳出土の須恵器について』『鳥根考古学会誌』第2集 鳥根考古学会

浜田高校歴史部・大谷晃二 1995『浜田市周布古墳測量調査報告』[上]『鳥根考古学会誌』第12集 鳥根考古学会

角田徳幸1997『鳥根県の横穴式石室』『芸備 第26集』芸備友の会

周布古墳

鳥根県教育委員会1963『鳥根の文化財』第三集

鳥根県教育委員会1985『日脚遺跡 日脚住宅団地予定地内発掘調査報告書』

内田律雄・曳野律夫・松木岩雄・渡邉貞幸1991『鳥根県』『前方後円墳集成』中国四国編 山川出版社

大谷晃二1993『周布古墳の測量調査はじまる』『石見考古学研修会誌』創刊号 石見考古学研修会

浜田高校歴史部・大谷晃二 1995『浜田市周布古墳測量調査報告』[上]『鳥根考古学会誌』第12集 鳥根考古学会

柳原博英2004『周布古墳の埴丘調査』(鳥根県浜田市)『鳥根考古学会誌』第20・21集合併号 鳥根考古学会

本庄考古学研究室2005『石見・隱岐的主要古墳一覧』『鳥根考古学会誌』第22集 鳥根考古学会

沃田寺山古墳

鳥根県教育委員会 1985 『日脚遺跡 日脚住宅団地予定地内発掘調査報告書』

日脚下浦遺跡

鳥根県教育委員会 1985 『日脚遺跡 日脚住宅団地予定地内発掘調査報告書』

寺本遺跡・市屋敷遺跡・ツナメ遺跡

本書に試掘調査結果を収録

中世周布氏

山根後久1978『朝鮮貿易の先駆』『石見の郷土史話』下巻 石見郷土研究懇話会

井上寛司1982『貞応二年石見国惣田数注文の基礎的研究』『山陰史談』18 山陰歴史研究会

浜田高校歴史部1983『歴像 復刊第7号 特集 石見の山城について(その2)』

廣田八徳1988『西石見の豪族と山城』

松村 建1988『中世後期の村落と土豪』『山陰史談』23 山陰歴史研究会

閔 周一1990『十五世紀における山陰地域と朝鮮の交流 一石見国周布氏の朝鮮通交を事例として』『史鏡』第

- 20号 歴史人類学会
和田秀作1993「陶史のクーデターと石見国人周布氏の動向－『周布家文書』の紹介－」『山口県地方史研究』第70号
関 周一1994「中世山陰地域と朝鮮の交流」「山陰地域における日朝交流の歴史的展開」報光社
岸田裕之「『入沙汰』補考－長州藩編纂事業と現代修史小考－」『山口県史研究』三
益田市立雪舟の郷記念館1998「中世益田氏関係文書特別展～陶隆房のクーデターと益田藤兼」
藤川誠1999「石見国周布氏の朝鮮通交と偽使問題」『史学研究』226号 広島史学研究会
井上寛司2000「中世の港町・浜田－港湾都市浜田の成立と日本海水運に果たした役割－」浜田市教育委員会
関 周一2002「第四章 山陰地域と朝鮮の交流」「中世日朝海域史の研究」吉川弘文館
関 周一2005「中世における日本海漂流民」「歴史と地理」第582号 山川出版社
藤川誠2003「周布氏の朝鮮通交」再考～中世日朝交流史の実像と石見国」はまだ市民大学講座資料
井上寛司2006「安富家文書の語るもの」益田市教育委員会

近世以降

- 平田正典1979「石見粗陶器史考」石見地方史研究会
浜田市1953「浜田の窯業」浜田市商工水産課
浜田市教育委員会2005「平野窯跡」
浜田市教育委員会2006「浜田窯跡」
森山一止2003「史料から見た『ヒナシ』について」「たら研究」第43号 たらら研究会

第2節 周辺の遺跡

伝周布氏の墓

聖徳寺の北側墓地内にあり、現状で約3.7×2.7mの範囲が石垣と石列で区画され、石造物が安置されている。石垣は割石を粗く積み上げたもので、後ろの崖面にも石が積み上げられている。周辺の墓地にも石造物がみられ、南側の寺側にも埋没している。

現状では南側に石造物（五輪塔・宝篋印塔）の集積がみられる。現状で宝篋印塔の宝珠1・相輪1・笠2・五輪塔の空風輪4・火輪7・水輪3・地輪4が集められている。宝篋印塔の笠を基礎にした一石宝篋印塔もみられ、配置は当初より大きく変わっていると考えられる。

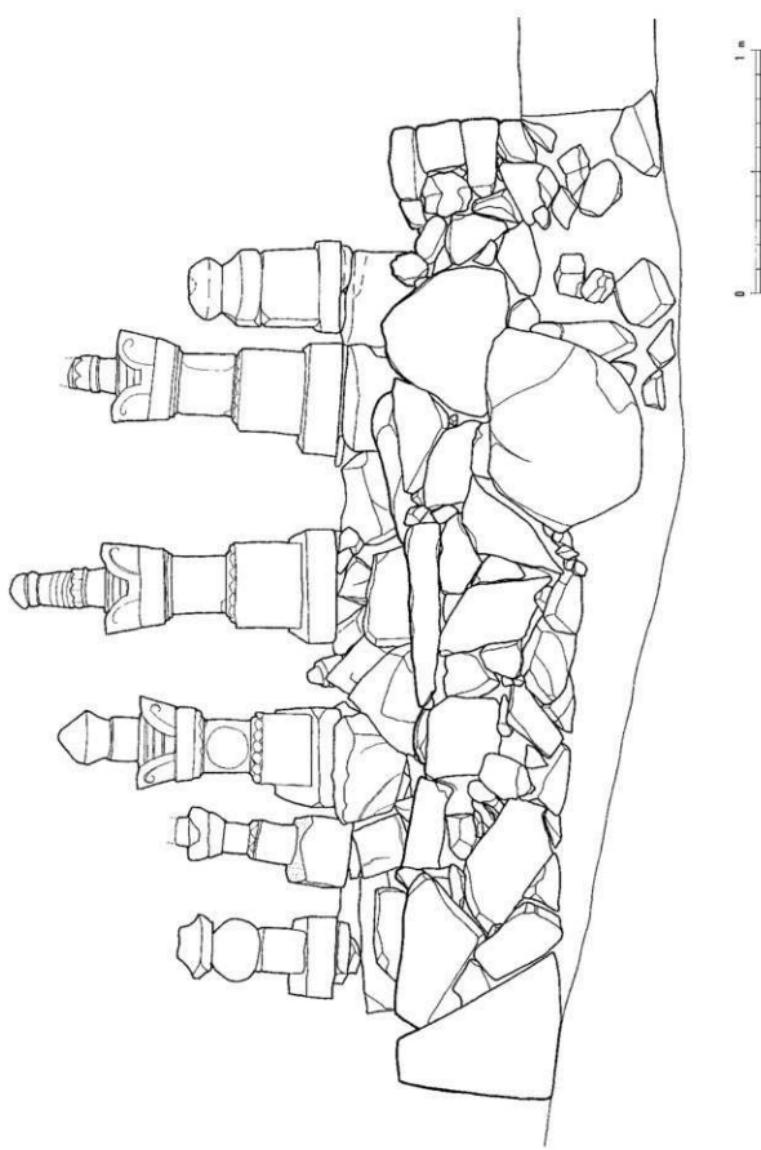
石材は風化が激しく古色の福光石（大型五輪塔・宝篋印塔）と肌色味のある花崗岩（小型の五輪塔）がみられる。花崗岩製の石造物はやや新しい時期と想定される。

古写真での比較から当時（昭和12年頃）から、ほぼ現位置で残るもので中心的に配列されている石造物は6基ある。いずれも割石を荒く積み上げた上に基礎石を据え、塔身を積み上げている。以下、北側より特徴を記す。

- ・組合せ五輪塔（花崗岩） 造高58.5cm以上。以前は空風輪まであったが、現状では欠落している。小型で、後後に別々の五輪塔部位を組み合わせて立てたと考えられる。
- ・一石宝篋印塔（福光石） 造高50cm以上。相輪上部が欠損する。基礎石は宝篋印塔の塔身の可能性があり、現状でかなり不安定である。後後に加えられた可能性がある。
- ・組合せ宝篋印塔（福光石） 造高101.5cm。上は五輪塔の空風輪の可能性がある。塔身には月輪と梵字が認められるが判読はできない。
- ・組合せ宝篋印塔（福光石） 造高128cm。相輪は請花が簡略化され、九輪はごく細い線刻で表現されている。
- ・組合せ宝篋印塔（福光石） 造高96cm以上。以前は相輪が上まであったが、現状では上方が欠落している。左側の組合せ宝篋印塔と同様の特徴を示すが、相輪が短かったようである。
- ・組合せ五輪塔（福光石） 造高54.5cm以上。以前は空風輪まであったが、現状では欠落している。火輪と水輪が逆転している。

福光石の石造物は、現状では年代が不明確なものが多い。石見銀山遺跡の妙正寺跡では一石宝篋印塔はおよそ1500年代末から1700年頃まで用いられている。現在立っている組合せ宝篋印塔は造りが簡略化されており、およそ江戸時代初め頃と考えられる。しかし周辺の宝篋印塔の破片には、請花や九輪が段状の明確な線で表現された、より古い組合せ宝篋印塔もある。およそ戦国時代末から江戸時代初めにかけての古墓群と想定される。おそらく近世以降に整理されたり、花崗岩の五輪塔が加えられたのであろう。

周布氏は慶長5年(1600)年に長門へ転封されており、聖徳寺は周布氏の居館跡と伝えられている。聖徳寺がいつから現在地にあったかは不明であるが^a、聖徳寺の関係で現位置に安置されたのであろう。なお、基壇部分は平成18年に修築されたが^b、地下構造は確認されなかった。現在は復元された基壇の上に比較的原型を保つものが安置されている。



第3図 佐藤布氏の墓 (S=1/20) 昭和12年時の写真を参照し元位置にない石造物を省いた状態

鳶巣城跡（周布城跡）

周布平野の南東隅、聖徳寺の裏山にあたり現在は鳶巣山と呼ばれている。当時の記録では「周布城」と記されている。小字名は「要害」であり、要害山とも呼ばれていたようである。

これまでの鳶巣城跡を紹介した文献（参考文献参照）によると、言い伝えでは大手は聖徳寺側になり、丘陵の最頂部から本丸・二の丸・三の丸と呼ばれる平坦面があり、南西に突き出した丘陵は太鼓櫓と呼ばれている。また「殿様の手洗い水」「姫の鏡ヶ池」と伝えられる溝地があり、近年まで庭園の松の名残という二本松・天狗松の老松が^{あつたが}、枯死したという。

この城は元冠に備えた石見一八砦の一つと伝えられている。南北朝時代には周布氏の拠点として戦火の中にあり、康永元年（1342）二月、北朝方に攻められ、小石見城とともに落城している。また『石見軍記』によれば、元亀元年（1570）、毛利方に攻められて落城したともいう。

現状では虫害による倒木が目立ち、踏査は困難である。丘陵の最高所にある櫓台状の場所が主郭にあたり、周辺には郭がある。南西側の丘陵は尾根に二本の堀切が造られている。東側の尾根筋には大きな堀切がある。北東～北西丘陵斜面には連続豊堀が築かれている。この畝状豊堀群には、斜面を直接削り込んだもの、豊堀の上位の壁と一緒に削りだされたものがあり、斜面の平行移動を遮断する本来の使われ方ではなく、緩斜面の破壊のために築かれたとされている（寺井1991）。また、この豊堀群はやや新しいもので、元亀元年の戦乱時に現状になったと考えられている。

北西に突き出す丘陵にある墓地では須恵器が採取できる（第5図・1）。口径は12.2cmで蓋と考えられる。内外面はロクロナデが施され、口縁端部はやや外反する。明らかに中世山城より以前の遺物で、墓地周辺に古墳などがあった可能性もある。また付近の斜面で中世土師器（第5図・2）が見つかった。底径6cmの小型杯で、淡褐色を呈し、胎土に褐色粒を少量含む。内面には浅い回転ナデ痕、底部には回転糸切痕が残る。

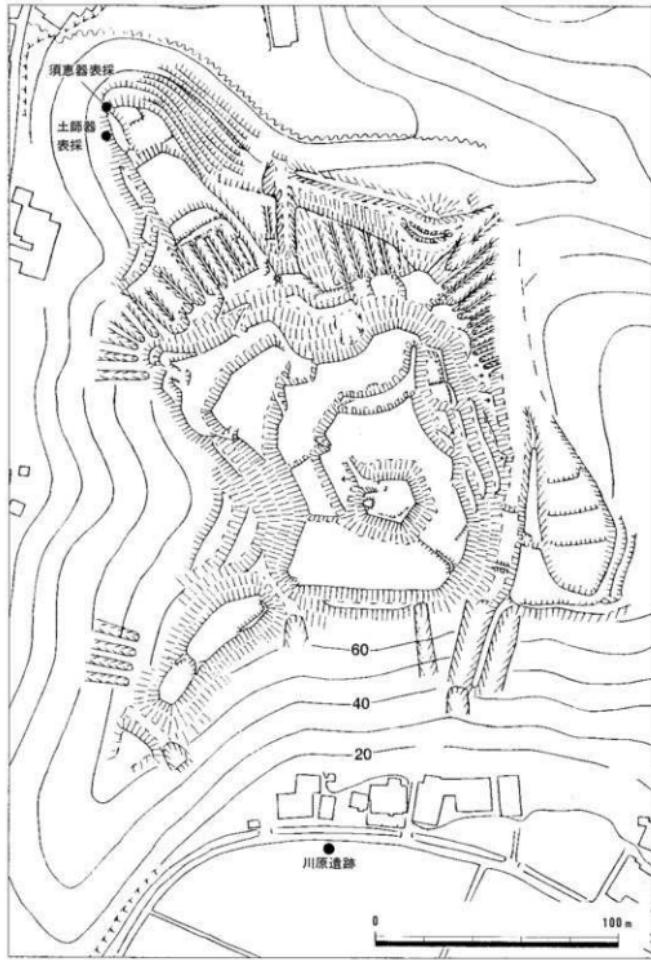
川原遺跡

浜田三隅道路の工事道路建設に伴い平成18年に確認調査を実施したもので、鳶巣城跡南東側の様相を知ることができる。調査地は北側に丘陵、南側に周布川が流れる平坦地で現地表高は約8.1～10mである。丘陵の北西側には鳶巣城跡がある。対象地は山裾の道路沿いに6つの調査区を設定し重機により調査を行った。

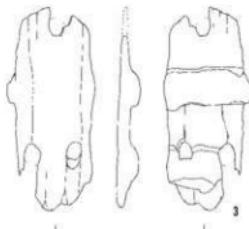
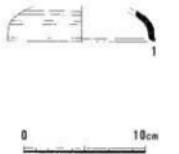
調査の結果、遺構は確認されなかった。砂礫層が堆積した河川部分と粘質土が堆積した河川脇の湿地帯が見られる。ある時期には山際近くまで川が流れ、暗灰色粘質土が堆積する後背湿地帯も見られる。

遺物の出土した調査区は、鳶巣城の南側に位置しており、深さ2.016m下まで調査を行った。表土下約0.355mまで水田耕作土と床土があり、角礫・円礫を含む褐色砂質土（厚さ1.751m）、褐色細粒砂と堆積している。近現代陶磁器と時期不明の木製下駄が出土した。（第5図・3）は紐穴が3箇所残る連歛下駄である。縦16.7cm・幅6.2cmと小型で隅丸の長方形に近い形になる。遺存状況が悪く、時期は特定できない。

鳶巣城跡の西側の平地には古代から中世の遺跡（寺本遺跡・市屋敷遺跡・ツナメ遺跡）があり、城の周辺に遺跡が広がっていることが想定される。調査地と丘陵部の間には宅地と緩斜面があり、そこに集落が存在している可能性もある。



第4図 高巣城縄張図（島根県教育委員会
「石見の城館跡」より一部加筆転載）



第5図 高巣城跡・川原遺跡出土遺物実測図

第3章 周布地区の試掘調査

第1節 遺跡の概要

中世周布氏の居城である鳴巣城跡(市指定史跡)の東側平野部には中世の町が存在したとされている。現在でも土井原・犬の馬場・市・市屋敷・市の前・踊り場・札場・研屋敷・つづら屋敷・綱目などの地名が残っている。

周布氏は益田氏から分かれた家で安貞2年(1228)益田兼季の子兼定がこの地の地頭職を安堵されて以後、周布氏の居城であった。それから慶長5年(1600)年に周布氏が長門へ転封されるまで鳴巣城は周布氏の拠点であったとされている。城は暦応元年(1338)・康永元年(1342)に北朝方、元龟元年(1570)に毛利氏により、それぞれ落城したとされている。現状は郭、堀切、畝状堅堀、土塁が見られる。西の麓には周布一族の墓と伝えられる宝鏡印塔群が残る聖徳寺がある。

また周布氏は応永32年(1425)長浜に漂着した李朝の人々を対馬へ護送したことをきっかけに受図書と認められ朝鮮と約50回交易したと李朝実録に記されている。しかし、近年の研究では交易はいわゆる名義貸(偽使)であった可能性が指摘されている(藤川1999など)。

これまでの研究(中尾1933・山根1978など)では現在の聖徳寺の前に大門・門前の地名があり、鳴巣城下には周布川の分流が流れていたとされている。

第2節 調査の概要と出土遺物

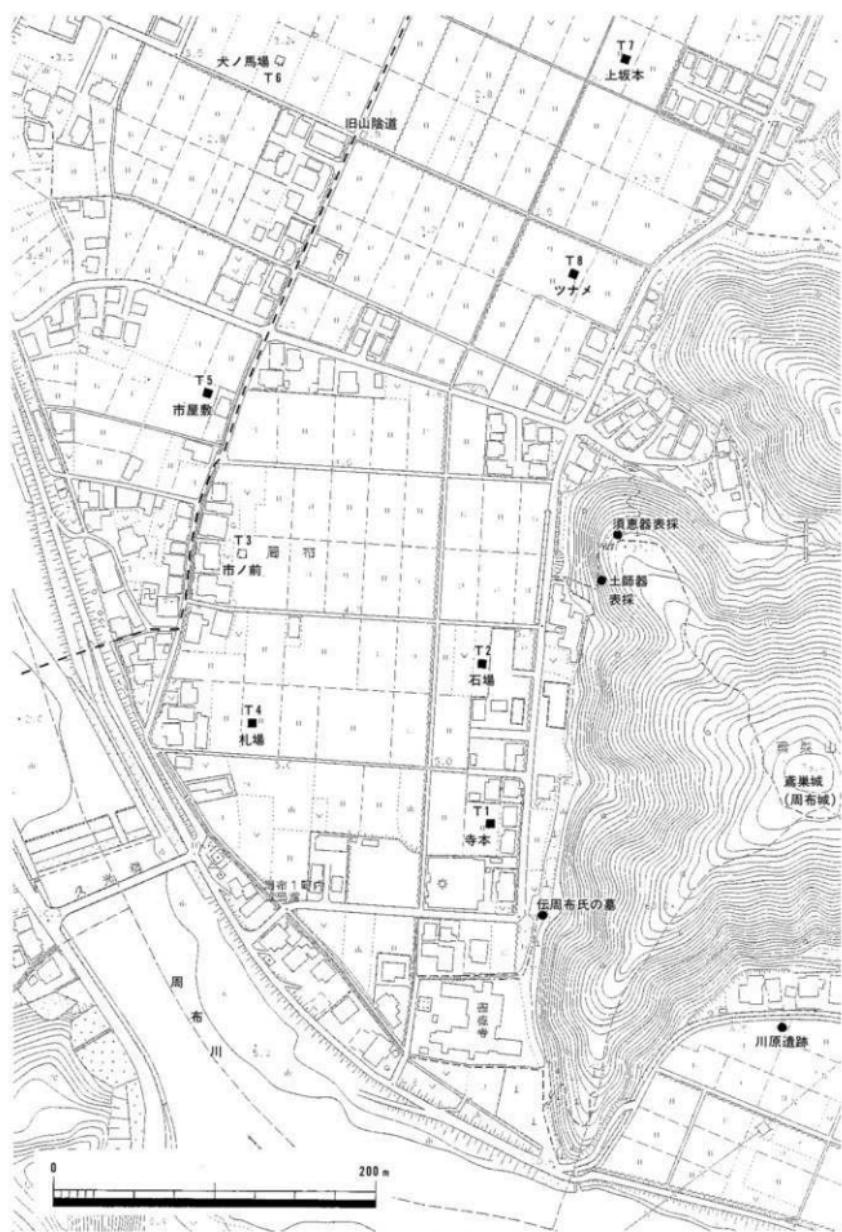
近世山陰道沿いと鳴巣城跡西側の平坦地に調査区を設定して調査を実施した(第6図)。

T1(第7図)

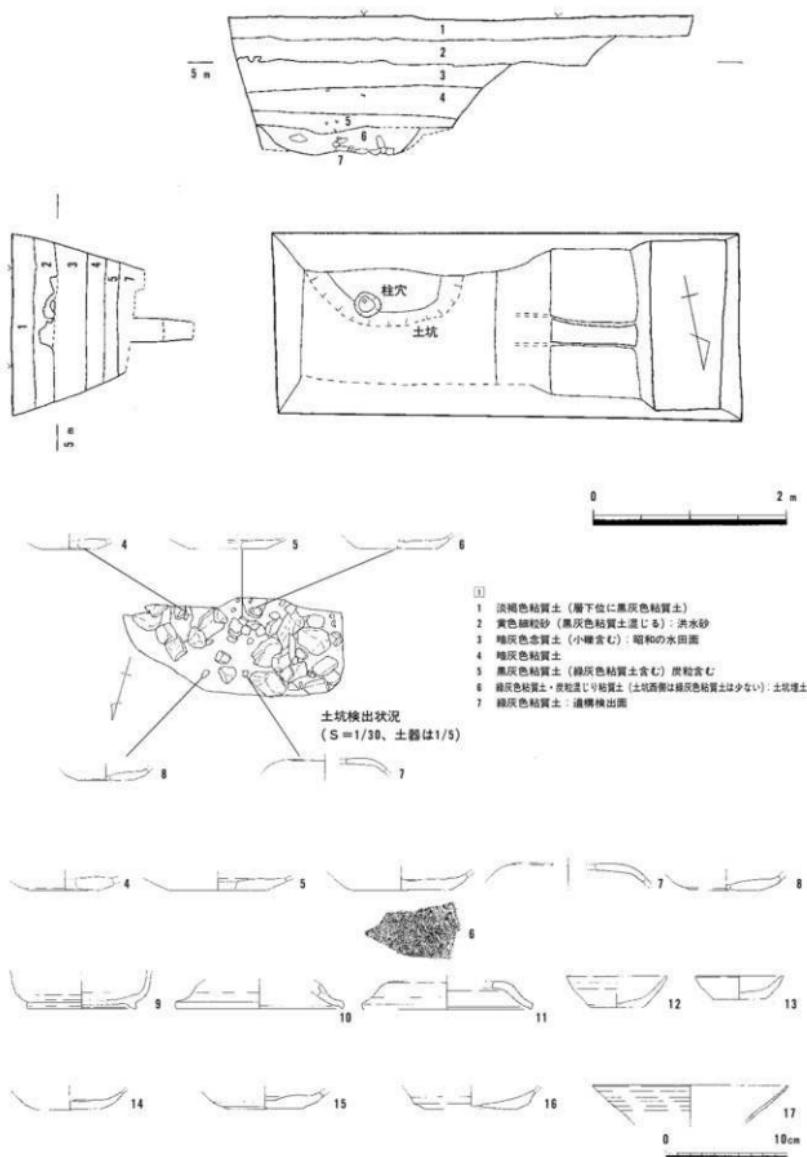
2m×5mの調査区で小字名は「寺本」である。現地表高は約5.45mである。現在の水田耕作土の下には洪水砂が堆積しており、昭和9年の大水害によるものと考えられる。昭和9年の大水害では現在の聖徳寺あたりで堤防が切れ、現在の旧山陰道沿いの集落は大被害がでたとのことである。洪水砂のみを取り除くと東西方向の畦畔が検出された。畦畔は幅20cm高さ10.5cmである。さらにその下の地表下約1m(標高4.5m)で中世土師器片、須恵器片などを含む暗灰色粘質土と黒色粘質土が確認された。湧水が激しい点と土質が粘質なため、遺物は充分に分けて取り上げることができなかつた。この土の下、地表下約1.1m(標高4.4m)の緑灰色粘質土面で、角石・中世土師器の混じる径約1.6m、深さ約0.2mの土坑を確認した。石は平面的にぎっしり詰まっているところもあり、石を中心にして廃棄し、遺物は石と一緒に廃棄されたものなのか、細片が多くあった。緑灰色粘質土の周辺は特に湧水が激しく、遺構検出は困難であった。さらに土坑底面で径20cm程の柱穴を確認し、柱痕らしき木質が一部残っていた。土の粘性が強く、土坑と柱穴の前後関係は確認できなかつたが、柱穴の埋土は黒灰色粘質土で、土坑より古い可能性がある。また、遺構検出面である緑灰色粘質土からは須恵器など中世以前の遺物がごく少量出土する。部分的に約60cm掘り下げたが、層の下位は砂質が強くなる。

出土遺物(第7図・4~17)

4~8はT1土坑内の出土である。7以外は土師器片の底部である。底径は4が6cm、5が8cm、6が8.2cm、8が6cmを測り、底部の厚さは0.9~1cmである。淡灰褐色のものが多くやや焼成が悪い。胎土は黒色粒・赤褐色粒・白色粒を含むものがある。いずれも底部は回転糸切りで内面にはロ



第6図 調査区設定図 (S=1/3000)



第7図 T1調査区、出土遺物実測図

クロナデ痕が残る。いずれも体部の立ち上がりが残っていなかったが、底部に厚みがなく、底部からそのまま体部が立ち上がるようである。7は須恵器の蓋で外面天井部に一部ケズりが残る。

9～17はT1の暗灰色粘質土から黒灰色粘質土(第7図・4～5層)で出土したものである。9～11は須恵器である。暗灰色～暗青灰色を呈す。胎土は白色粒を少量含む。9は高台の付く杯で、高台径は8.8cmである。底部はヘラキリ後にやや外開きの高台を貼付ける。内面には不定方向のナデが施される。体部中位は垂直に近く上方に立ち上がる。10・11は蓋の端部でいずれも口縁端部が下垂する。12～17は土師器で淡灰褐色を呈する。いずれも底部は回転糸切りである。12・13は皿で、底径がほぼ同じ4.4cmであるのに対して、やや大きめで深いもの(12)と小型で浅いもの(13)が見られる。12は口径8.2cm・器高2.6cm・底径4.4cmを測る。13は口径7cm・器高1.9cm・底径4.4cmを測る。14～17は杯で、14～16が底部(底径5～8cm)、17は灰白色で硬質な口縁部(口径15.8cm)で器壁が0.2cmと非常に薄手である。外面にロクロナデ痕、内面には浅くロクロナデ痕が残る。

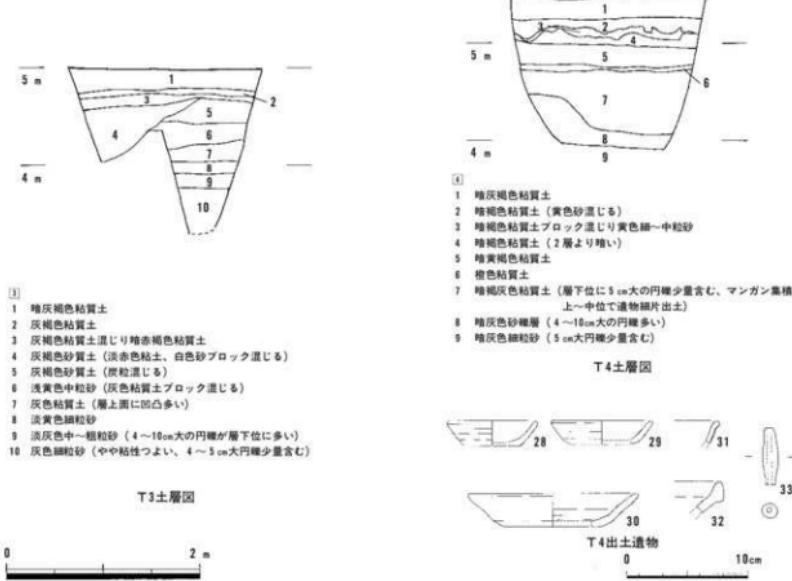
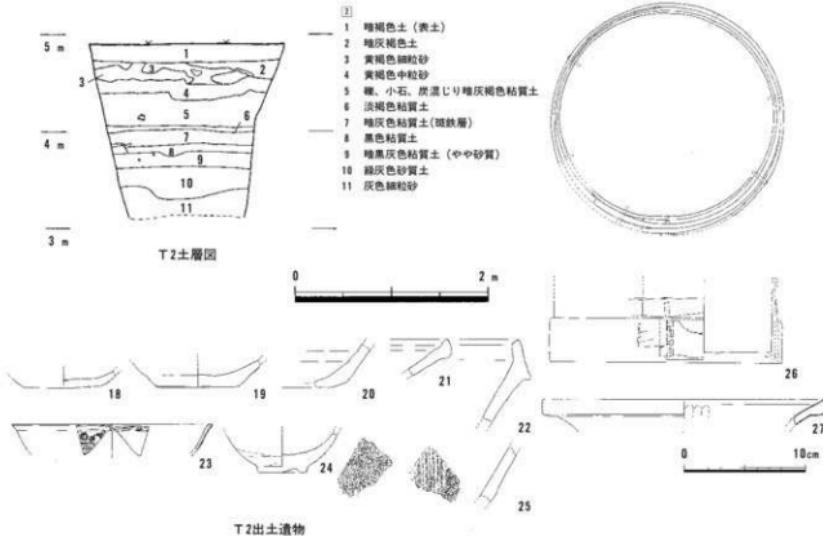
T2(第8図)

2m×5mの調査区で小字名は「石場」である。現地表高は約4.9mである。表土下約70cmの疊・小石・炭混じり暗灰褐色粘質土(第5層)から近世初めの肥前陶器(24)が出土した。この土は石を多く含み硬質なため、埋め立てたような印象を受ける。さらに地表下約0.9m(標高4m)以下に堆積する黒灰色粘質土より中世土師器片、陶磁器片(27)、備前焼片(22)などが出土した。その下の緑灰色砂質土面では遺構は確認されなかった。地表下1.6m(標高3.25m)以下は砂層になる。なお、降雨後に壁面が崩落し、灰色粘質土付近から木製曲物(26)が出土したが、遺構の有無は確認できなかった。

出土遺物(第8図・18～27)

24は疊・小石・炭混じり暗灰褐色粘質土(第8図・5層)の出土で他は(第7図・7～9層)の出土である。18・19は土師器でいずれも淡灰褐色を呈し、底部は直径6～6.8cmを測り、回転糸切り痕が残る。20・21は須恵器の摺鉢である。20は底部で灰色を呈し、砂粒を少量含む。底部は未調整のため凹凸が目立ち、内面はやや摩滅している。21は口縁部で淡灰色を呈し焼成は悪い。砂粒を少量含む。口縁端部はやや上に肥厚させる。22は備前系陶器の摺鉢で口縁帶が暗褐色、体部は暗灰色を呈す。体部内面は磨減する。口縁帶には沈線状のくぼみが2列みられる。23は青花碗で内外面に濃青色の模様が描かれる。口縁端部はやや外反する。24は肥前系陶器の椀で丸みを持つ体部の上方と内面に藁灰釉がかかる。底部は削りだしの三日月高台である。25は瓦質土器の摺鉢体部である。内面には8本以上の摺目が残り。外面は細いタテハケが見える。

26は調査区の壁が崩落した際に出土した木製曲物で底径は19.1cmである。樹種は針葉樹(ヒノキか)である。底板を6ヶ所木釘で側板と結合させている。下部しか残っていないが、側板を2重に継ぎ、その上から1段の籠をまわして底部の補強をしている。側板の内面には丸めるための縦と斜め方向のケビキが見られる。籠は幅3.6cmで2列に継じている。側板の継ぎ方は一部しか見えないが、籠より幅広の皮を使い、籠より大きい単位で継じているようである。27は復元口径23cmの青磁盤である。貫入のあるやや厚い淡緑色の釉がかかる。内面にはうすく蓮弁が見える。



第8図 T2・T3・T4調査区、出土遺物実測図

T3 (第8図)

2 m × 5 m の調査区で小字名は「市ノ前」である。現地表高は約 5 m である。表土下の砂質土では近現代の遺物が多く出土し、土坑状の落ち込みも見られた。地表下約 0.7 m (標高 4.2 m) で砂層に覆われた灰色粘質土面がある。その下は地表下約 1.65 m (標高 3.3 m) まで調査したが砂屑が堆積しており、ほぼ水平に堆積している。

遺物は細片が出土しているが、大半が近現代陶磁器である。堆積状況から近現代以前の遺物は流れ込みで、遺構が形成されていたとは考えにくい。

T4 (第8図)

2 m × 5 m の調査区で小字名は「札場」である。現地表高は約 5.5 m である。表土下には洪水砂とそれでかく乱された暗褐色粘質土がある。地表下約 0.75 m (第7層上位・標高 4.7 m) で中世土師器片、青磁片 (31)、土鍤 (33) が出土する。その下は地表下約 1.5 m (標高約 4 m) まで調査したが砂礫層と砂屑が堆積している。

出土遺物 (第8図・28~33)

28~30は土師器で淡黄褐色を呈する。28・29は皿で胎土に赤褐色粒を少量含む。28は口径 7 cm・器高 2 cm・底径 4.7 cm、29は口径 8.3 cm・器高 2 cm・底径 4.8 cm を測る。30は杯で、白色粒を少量含む。復元で口径 13.6 cm・器高 2.7 cm・底径 8 cm を測る。31は龍泉窯系青磁碗 D 類で淡緑色の釉がかかる。口縁端部を丸く外反させる。32は須恵器の摺鉢 (束縛系須恵器か) で口縁帶が暗灰色、体部は灰白色を呈する。33は土師質で細身の土鍤である。

T5 (第9図)

2 m × 5 m の調査区で小字名は「市屋敷」である。現地表高は約 4.75 m である。柱穴状の遺構が地表下約 0.5 m (標高 4.15 m・第7層上面)、石を含む土坑状の遺構が地表下約 0.7 m (標高 3.95 m・第8層上面) を確認し、近現代頃の遺物が出土した。大きな石も見られ、現在の家の後にあたることから関連する小屋などの可能性もある。

さらにその下、地表下約 1.0 m (標高 3.75 m・第10層上面) で直径 25~30 cm 程の穴を 2 基確認し、青花片、青磁片が出土し、中世の柱穴跡の可能性がある。さらに地表下約 1.15 m (標高 3.3 m) まで調査したが砂礫層が堆積していた。

出土遺物 (第9図・34~36)

34・36は青花、35は青磁である。34は薄手で皿の可能性がある。口縁は外反する。青色で内面に線 1、外面に線 1 と針葉樹が描かれる。36は口縁が緩やかに外反し、碗と考えられる。青色で内面に線 1 と模様、外面に線 2 と花が描かれる。35は淡緑色の釉がかかる青磁で皿か瓶類の口縁と考えられる。器壁は厚手で口縁端部はやや外反する。

T6 (第9図)

2 m × 5 m の調査区で小字名は「犬ノ馬場」である。現地表高は約 4.9 m である。地表下約 0.6 m

(標高4.3m)で上面を砂層で覆われた浅黄色粘質土面があり、洪水砂に覆われた面と考えられる。その下は地表下約1.5m(標高3.4m)まで調査したが砂や砂礫層が堆積している。各層は、ほぼ水平に堆積している。遺物は土師器の細片が2~4層にかけて見つかったが、堆積状況から流れ込みと考えられる。

T7(第9図)

2m×5mの調査区で小字名は「上坂本」である。現地表高は約3.6mである。地表下約1.5m(標高2.1m)の黒褐色砂(第9層)より弥生土器片、須恵器片が出土する。いずれも細片である。なお、標高約2.4mの灰色粘質土(第6層)より中世土師器片が出土する。最下層の灰色細粒砂質土(標高1.9m・第10層)では湧水が激しく、調査を中止した。

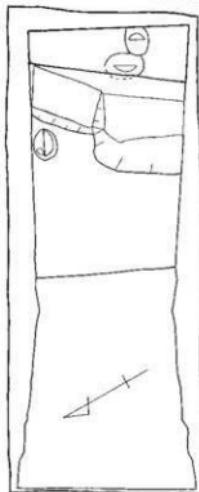
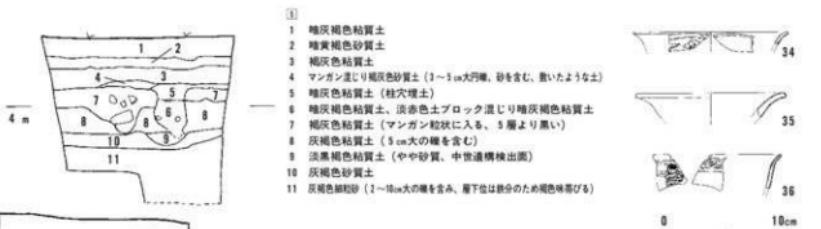
T8(第9図)

1m×5mの調査区で小字名は「ツナメ」である。現地表高は約4mである。表土掘削後に調査区中央を横断する水田暗渠が確認されたため、その場所を残して調査区両端側を掘り下げた。調査区南東側(山側)の地表下約1.2m(標高2.8m)の緑灰色砂質土(第8層)中に10~40cmの角石が約12個確認された。なんらかの集石の可能性があるが意図ははつきりしない。石の上層より弥生土器細片が出土したのみで、時期は特定できなかった。なお、標高約3mの暗灰色粘質土(第5層)より青磁片(37)が出土する。

出土遺物(第9図・37・38)

37は青磁碗で湯築城分類のE類に近いものである。口縁は直立気味で端部がやや分厚くなる。内外面に淡緑白色の釉がかかる38は白磁皿IX類の底部である。内外面に白色の釉がかかり、底部から体部への立ち上がり部に段が残る。

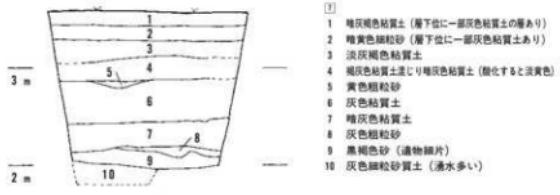
表2に各調査区の出土遺物破片数を示す。土師器の細片は時期が決定しにくいものが多く、おおまかに中世土師器として集計している。磨滅した細片も1点として数えているため、破片数が多いことが実際の遺物量が多いとは限らない。最も遺物が多く出土するのはT1で、T3・T4・T6は砂や砂質土が堆積していることから流れ込みと考えられる。T3は現代の家の後で、特に近現代陶磁器類が多い。T2は土が全体的に硬質で遺物は出土するが埋め立てたような印象を受ける。T7・T8は粘質土が堆積しているが、全体的に破片が小さく、T3・T4・T6と同様に流れ込みと考えられる。



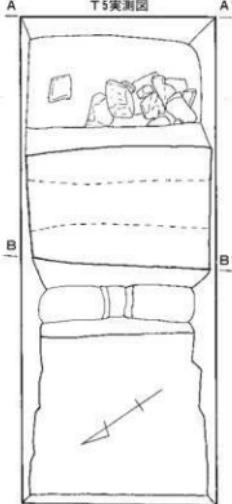
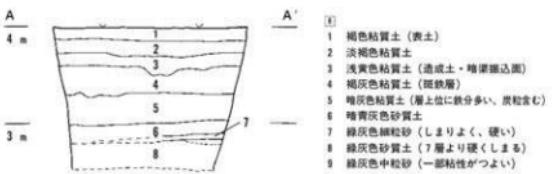
A T5 実測図 A'



T6 土層図



T7 土層図



第9図 T5・T6・T7・T8調査区・出土遺物実測図

発生土器	古墳～古 代土器 (蓋)	須恵器 (焼・塗刷)	須恵器 (焼・塗刷)	中世土器 (陶手)	中世土器 白磁	青磁	青花	陶器(国産)	瓦質土器	その他 近現代陶磁器	その他 近現代瓦など	合 計	
T1	1	41 柄1蓋3	盤4蓋7	281	10	1				17	4	370	
T1土坑		4 蓋1	盤3	70	22	1						101	
T2		1 蓋1	270	32	3	6	1	3	3	18	6	344	
T3		1 蓋1	45	1	1		4			218	34	304	
T4			88		2	5		2		5	5	107	
T5			22		2	4	2	1	1	51	13	96	
T6				7						7	4	18	
T7		5 蓋1	27	1 蓋1	3					2		39	
T8		2 蓋1	2	5		1	2			16		28	
合計	8	76 柄1蓋4	盤8蓋9	791	65	9	19	3	10	4	334	66	1407

表2 通航率計表

井戸番号	出土地点	種別	口径	底径	器高	形態の特徴	手法の特徴	色(釉)調	胎土	焼成	
1	鳴梁城 東側墓地	須恵器 盖	12.2				内外面:ロクロナデ	暗青灰色	0.5mm~1mm大 砂粒少量含む	良好	
2	鳴梁城	土師器 皿		6.0			底:回転系切 内:浅い回転ナデ	淡褐色	褐色粒少量含む	良	
4	周布T1 土坡No.1	土師器 环底		6.0			底:回転系切 内:ロクロナデ	淡灰褐色	精良	やや不良	
5	周布T1 土坡No.4	土師器 环底		8.0			底:回転系切や今福 内:ロクロナデ	淡灰褐色	1mm大黒色粒を 微量含む	やや不良	
6	周布T1 土坡No.5	土師器 环底		8.2			底:回転系切	淡灰褐色	1mm大赤褐色粒 を微量含む	やや不良	
7	周布T1 土坡No.9	須恵器 盖					外:ナデ、一部ケ ズリ? 内:ナデ	暗紫灰色		やや不良	
8	周布T1 土坡No.10	土師器 杯		6.0			内外面:ロクロナデ 底:回転系切?	淡灰褐色	0.5mm大暗灰色 粒を多く含む	やや不良	
9	周布T1 壁崩落土	須恵器 杯		8.8			底:ヘラ切り 内:不定方向のナデ	暗青灰色	0.5mm大白色粒 を微量含む	良好	
10	周布T1 砂下黑色粘土	須恵器 盖 口部		13.5			口部は下方 向に屈折する。 外に薄く自然釉がか かる	内:ロクロナデ	暗灰色	0.5mm大白色粒 を微量含む	良
11	周布T1排水土	須恵器 盖 口部		13.6			口部は下方 向に屈折する。	外:天井部はヘラ ケズリ	暗青灰色	0.5mm大白色粒 を微量含む	やや不良
12	周布T1 黑色粘土下 暗灰色粘土	土師器 皿	8.2	2.6	4.4		やや落手で、 底:回転系切 外:浅いロクロナデ 内:浅いナデ	淡灰褐色	1mm大赤褐色粒 を多く含む	やや不良	
13	周布T1 砂下黑色粘土	土師器 皿	7.0	1.9	4.4		底:回転系切 内:ロクロナデ	淡灰褐色	0.5mm大砂粒を 微量含む		
14	周布T1 灰色粘土下 黑色粘土	土師器 环底		5.0			底:回転系切 内:浅いナデ	淡灰褐色	精良	良	
15	周布T1 砂下黑色粘土	土師器 环底		6.0			底:回転系切 内:ナデ	淡灰褐色	0.5mm大砂粒を 微量含む	やや不良	
16	周布T1 土坡石下 中央	土師器 环		8.0			一部敷切の残 りか付り上が って残る	底:回転系切 内:ロクロナデ	淡灰褐色	0.5mm~1mm大 赤褐色粒を多く 含む	良
17	周布T1 黑色~緑灰色 粘土	土師器 环 口縁		15.8			器壁2mm程 非常に薄い	内:浅いロクロナデ 外:ロクロナデ	灰白色	0.5mm大砂粒を 多く含む	良好 硬質
18	周布T2 黑色粘土	土師器 环底		6.0			底:回転系切 内:ロクロナデ	淡灰褐色	0.5mm大白色粒 を微量含む	やや不良 内面一部黒色	
19	周布T2 黒灰色粘土 北壁	土師器 环底		6.8			内:中央や 盛り上がる	底:回転系切 内・外:ロクロナ デ	淡灰褐色	1mm~2mm大 赤褐色粒を少量 含む	良
20	周布T2 土崩壁 No.2	須恵器 すり跡 底部					すり跡(束縛 系か?) 内面:やや摩 減	底:本調整 回凸 あり 外:ナデ	灰色	0.5mm~1mm大 砂粒を多く含む	良
21	周布T2 黑色粘土(下) ~黒灰色粘土	須恵器 すり跡 口縁					すり跡(束縛 系か?)	口縁:やや上方に 肥厚	淡灰色	0.5mm~1mm大 砂粒少量含む	不良(軟質)

表3 遺物観察表(1)

辨認番号	出土地点	種別	口径	底径	器高	形態の特徴	手法の特徴	色(釉)調	胎土	焼成
22	周布T2 北壁 暗灰色粘質土	備前系陶器 すり跡 口縁				口縁帯を造り、上邊には輪がある。	内面は摩滅する。	口縁帯:暗褐色。 その他は暗灰色	暗褐色、精良	良
23	周布T2 排水	青花楕	16.4			口縁端部はやや外反する。	内面は木綿。外面上に濃青色の模様	白色	精良	良好
24	周布T2 土塀囲 No.1	肥前系陶器 楕(唐津)		4.0		削出の三日月 高台を造る。 1Cの前頭窓がある。	内外面に墨塗輪がある。体部下半にはケズリが施される。	外の釉:淡灰色 内の釉:淡緑灰色	暗灰色 精良 外面:暗赤褐色	良
25	周布T2 暗灰色粘土 ~黒色粘質土	瓦質土器 すり跡					内面:瓦質 幅1~3mm 8本以上の タテのすり目 外画:幅1mm程の 細いタラハケ	暗青灰色	1mm~3mm 大 白色砂粒を多く 含む	良(硬質)
26	周布T2 北壁 黒灰色粘質土	龍泉窯系青磁 盤	23.0				内面に浅い蓮弁	ややあつい 淡緑色の釉 (外面貢入 多い)	0.5mm 大白色粒 を多く含む	良好
28	周布T4 暗闇灰色粘質土	土師器 皿	7.0	4.7	2.0		外内面:ロクロナ デ 口縁:やや肥厚	淡黄褐色	1mm大赤褐色 微量含む	やや不良
29	周布T4 暗闇灰色粘質土	土師器 皿	8.3	(4.8)	(2.0)		内外面:ロクロナ デ	淡黄褐色	1mm大赤褐色 微量含む	やや不良
30	周布T4 暗闇灰色粘質土	土師器 环	13.6	8.0	2.7		内面:ロクロナデ 外画:浅いロクロ ナデ	淡黄褐色	1mm大白色粒少 量含む	良(一部褐色 味強い)
31	周布T4 暗闇灰色粘質土	青磁 楕	15.4			龍泉窯系楕D 型 15C 口縁:丸みを 持ち外反する		淡緑色	白色、精良	良好
32	周布T4 暗闇灰色粘質土	東膳系須恵器 すり跡					口縁帶:暗 灰色 他は灰化	1mm大白色粒少 量含む	良	
33	周布T4 暗闇灰色粘質土	土鍤	穴径0.4~幅1.3・長さ4.7					淡赤褐色	0.5mm大白色、灰 色粒多く含む	良
34	周布T5 暗闇褐色粘質土	青花 皿	12.7			口縁:やや外 反	青色の線1+模様 (針葉樹?)	内外面に濃 青色の模様	白色、精良	良好
35	周布T5 暗闇褐色粘質土	青磁 黒か版	12.3			口縁:やや外 反	釉の貢入あり	内外面に淡 緑色の釉	灰白色、ややし まりが悪い	良
36	周布T5 家側 土坑?	青花 楕				口縁:やや外 反	外画:沈線2+花? 内面:模様+沈線	内外面に濃 青色の文様	白色、精良	良好
37	周布T8 灰色粘質土	青磁 楕	12?			湯釜 塵楕 E 型? 口縁 分厚い 15C		淡緑白色	白色、精良	良好
38	周布T8 排水	白磁 皿底		6.0		IX型(口縁の 釉を搔き取る ・口だけ)		内外面に釉 あり	白色、精良	良好

表4 遺物観察表(2)

神社番号	出土地点	種別	法量(cm)	形態・手法の特徴	樹種
3	川原遺跡T2 暗灰色粘質土上層	達磨下駄	最大幅 6.2cm 長さ 16.7cm 厚さ 1.0cm 歯厚 1.8cm	直徑約1.2cmの紐穴が3ヶ所残る。	針葉樹
26	周布T2壁崩落土 暗灰色粘土	木釘結合円形曲物	底径19.1cm	外側側板：2列前外5段 後内4段銀じ 中側側板：鍛じなし? 内側側板：1列外1段以上 後内3段以上	針葉樹? (ヒノキ?)

表5 遺物観察表(3)

第4章 寺本遺跡（T1）確認調査におけるAMS年代測定

渡辺正巳（文化財調査コンサルタント株式会社）

はじめに

本報は、遺構の形成時期確認のために、文化財調査コンサルタント株式会社が浜田市教育委員会の委託を受けて実施した、調査報告書の概報である。

また、寺本遺跡は島根県西部、浜田市周布町に立地する。

試料について

遺跡内T1トレーナ底部で検出された中世土師器の混じる径1m、深さ0.2mの土坑埋土から試料を採取した。トレーナ内平面図、および断面図（図1）に、試料採取位置を示す。

測定方法および測定結果

測定試料から酸・アルカリ・酸洗浄を施して不純物を除去した後、石墨（グラファイト）に調整し、加速器質量分析計（AMS）を用いて測定を行った。

表1に試料の状況、重量、測定年代、 $\delta^{13}\text{C}$ 補正年代、曆年代を示した。測定年代は従来は実年代とされてきた値で、リビーの半減期（5568年）を用いて算出した値である。 $\delta^{13}\text{C}$ 補正年代は $\delta^{13}\text{C} = -25\%$ に規格化した ^{14}C 濃度を求め、測定年代を補正・算出したものである。上記の年代は、いずれも西暦1950年からさかのぼった年代値である。曆年代の算出にはCALIB 4.3を使用した。

年代測定値と推定年代

出土遺物等の考古学的資料から推定される年代は、中世後期（14世紀～16世紀頃）であった。一方得られた年代はCal. AD1400～1495（15世紀）であり、推定年代の間に含まれる値であった。

測定試料が埋土中の炭片であり、試料の持つ特性（木は、髓から表皮までの間に数10～数100年の差がある。このため、AMS年代測定値は枯死年あるいは使用年に比べおむね古い値を示す。）を考慮しても、妥当な年代といえる。

したがって、今回検出された土坑が中世後期（14世紀～16世紀頃）に形成されたと考えることに、矛盾は無い。

測定番号 (PLD-)	試料の状況	試料重量 (wet g)	測定年代 (yBP)	$\delta^{13}\text{C}$ (‰)	補正 ^{14}C (yBP)	曆年代 ^{**} (cal y.)
2800	腐植質粘土中の炭化物	307	485 ± 40	-28.8	455 ± 40	AD1400-1485

^{**}: 2 sigma, 95% probability

表1 AMS年代測定結果

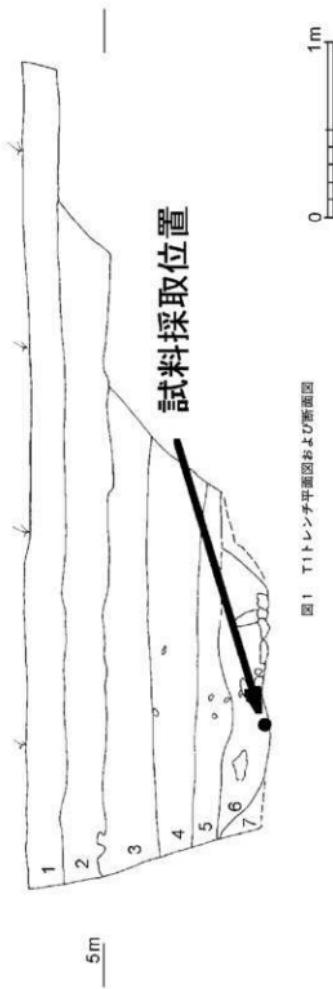
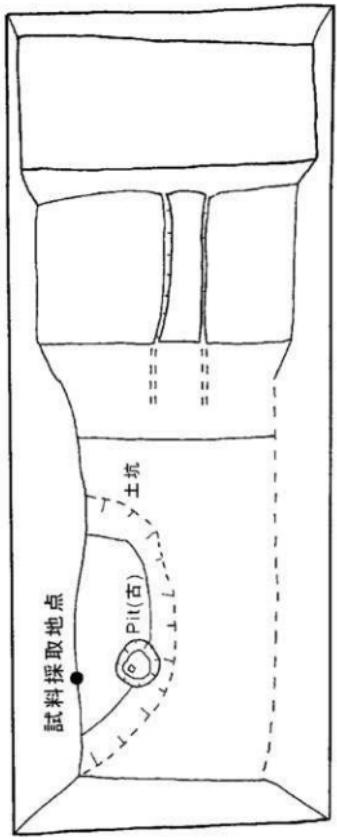


図1 T1トレンチ平面図および断面図

第5章 総 括

第1節 遺構について

調査区は堆積状況から、周布川脇の砂や礫が堆積する自然堤防（T3・T4・T5・T6）とその後方にできる粘質土が堆積する後背湿地帯（T1・T2・T7・T8）に分けられる。遺物の時期からおよそ中世以降に旧山陰道や集落が形成されたと考えられ、自然堤防の形成も中世以前であろう。この平野は昭和63年頃までは、たびたび水害を受けており、遺跡がかく乱されてしまった可能性もある。地形からみてT3より川側では水害の状況からほほ跡は残っていないと考えられる。

旧山陰道に隣接する場所は現在も家があるため調査を実施していないが、T3では中世まで遡る遺構は確認されず、最も道に近いT5では中世に遡る可能性のある遺構・遺物が確認されている。家の戸数の差はあるが、現在の集落景観とほぼ変わらず、街道沿いに集落が立ち、家の後は畑や水田になっていたのである。

平野北東側の後背湿地は中世以前から山際に人々が生活していた可能性が強く、弥生時代～中世の遺物が出土する。鳶巣城下のT1（寺本遺跡）では中世土師器と石が入る円形の土坑（径約1m・深さ約0.2m）を確認し、さらに土坑下面では柱痕らしき木質が残る穴（径約20cm）を確認している。遺構検出面は現状では多量の湧水がある緑灰色粘質土だが、浜田市の国府地区で確認された中世遺跡（古市遺跡・横路遺跡）なども調査時は基本的に同様な地盤である。おそらく中世には比較的安定した地盤として遺構が形成されていたのである。

中世の遺構はT1（土坑・柱穴）とT5（柱穴2）で確認され、鳶巣城下と旧山陰道周辺には古代～中世の遺跡が存在することを確認できた（T1・T2・T4 寺本遺跡、T5 市屋敷遺跡、T7・T8 ツナメ遺跡）。

第2節 遺物について

遺物が特に多く出土するのは鳶巣城下のT1・T2である。大半が中世土師器の細片で青磁片や備前焼片、青花片がごく少量ある。これらはおおむかに中世後期（14世紀～16世紀頃）と考えられ、周布氏の時代とほぼ重なる。T1土坑内の炭化物のAMS年代測定（第4章 参照）では、補正後の曆年代でAD1,400～1,495が算出されており、概ね15世紀と考えられる。T1土坑出土の土師器は全形がわかるものはないが、底径6～8.2cm・厚さ1cm程度である。焼成はやや悪く、淡灰褐色を呈するものが多い。

須恵器は（第7図・10、11）が輪状つまみをつける蓋であろう。益田市の石見空港予定地内遺跡編年Ⅲ期（島根県教育委員会1992）・江津市の久本奥窓跡Ⅳ期（島根県教育委員会1995）・浜田市の日脚遺跡編年Ⅷ期（島根県教育委員会1985）にあたる。およそ8世紀後半～9世紀前葉のものである。（9）の杯も同時期である。

石見地域の中世土師器の杯は、大まかに次第に底径が大きくなり、器高が低くなると考えられる。中世前期以来の器壁が厚いもの（厚さ6mm程）と新たに見られる薄手のもの（厚さ2mm程）がみられる。全形がわかるものは、杯（第8図・30）と皿（第7図・12、13・第8図・28、29）である。杯（第8図・30）は復元でD径13.6cm・器高2.7cm・底径8cmである。中世後期の石見における土師器の変遷は様相が不明確なため、隣接する長門地域の編年（小南2004）の法量（口径・器高）変化を参考にすると、長門地域中世土師器編年のVa期（15世紀～16世紀前半）に似ている。しかし、

器壁は分厚いため、やや古い様相を示すのであろうか。薄手の土師器はおそらく、やや後出の16世紀後半頃と考えられる。皿は器高が高いものが多く、中世前期まで遡る可能性がある。

陶磁器類では（第9図・38）の白磁皿IX類が、太宰府F期（13世紀中頃から14世紀初頭前後頃）にあたる。なお、市屋敷遺跡付近の表採品で龍泉窯系青磁碗II類（鍋蓮弁）の可能性がある小片もある。他に軟質な須恵器すり鉢があり、中世前期の可能性がある。

中世後期の遺物は多く、備前焼摺鉢（第8図・22）がおよそ乗岡編年中世5期（乗岡2005）・間壁編年IVB期（間壁1990）にあたり、15世紀後半のものである。青磁（第8図・31）は端反口縁で、およそ15世紀頃である（国立歴史民俗博物館1993・上田1982・續1995）。青花は小片のため特定が難しいが、およそ15世紀～16世紀後半にかけてのものである（小野1982）。

なお、周布川の河口部にある鰐石遺跡では白磁碗IV類、青磁、初期高麗青磁、滑石製鍋などが見つかっており、およそ太宰府C期～E期（11世紀後半～13世紀後半）までの遺物である（柳原2005）。中世前期から平野部には集落が存在していたと考えられる。

周布氏は安貞2年（1228）から慶長5年（1600）まで、周布を拠点にしたと考えられ、おおまかに年代に矛盾はない。特に中世後期、15世紀代頃の遺物が多いことから、周布平野の町が整備されていたことをうかがわせる。

第3節 周布地区の小字名について

周布地区の小字名調査の結果を以下に記す。以前の地籍図（明治9～20年頃作成）と現在の地籍図（昭和55年以降）の小字は圃場整備や水害後の復旧工事などのため、消滅したり位置が変わったものが多い。このため、現状の地籍図の小字を元に、古いものを参考に地図上に小字を復元する作業を行った。代表的なものを地図上に落としたが、場所が復元できなかったものも多かったため、以下に小字の一覧を示す。『』は同一や類似したものの別表記、（）には現在用いられていない字を示している。

杉ヶ本、ツナメ、犬ノ馬場『犬ノバ』、マナゴ、橋床下、橋床、大麻山道、向ヒ川原大麻山道、ツカノ本、ツカノ原、向イ川原『向ヒ』、下川原、中川原、上川原、出原、コシマイ、上坂本、坂本、下坂本、東スケタ、鐵治屋前『カシヤマエ』、イシバ『石場』、森ワキ、淨琳寺下、淨琳寺山、札場『フダバ』、仁三郎ウシロ『後ロ』、大門ウシロ、大門屋敷ノ内、カイサキ『皆サキ、皆崎』、家ノ後ロ、市ノ前、市屋敷、中屋敷、居屋敷『イヤシキ』、屋敷ツマキ、□屋敷晴、沙入、寺本、寺ノ下モ、嘉右衛門屋敷、要害、惣作□（山へんに尺）、総作浴（山へんに尺もあり）、奥七上、春日山、春日ノ前、神楽一町、神楽所下、ツヽラカ浴（ツヽラカ浴、山へんに尺もあり）、ツヽラカ岬、上ツヽラカ□（山へんに尺）、下ツヽラカ□（山へんに尺）、木ノ下山北ノ平、木ノ下山南向、木ノ下山南向ロ、道ヶ迫『堂ヶ迫、トウケサコ』、高野山下『下タ』、高野山、淺治後ロ、淺治後ロ下モ、ヲトリバ下『踊リ□下』、踊リ□上（場の旧字）、橋床下モ、ツヽラヤウシロ、ツヽラヤ下モ、山サキ『山崎』、東スケタ『スケ田』、工屋、橋ノ本、土井原、野地、車瀬、中芝、中芝ノ前、中芝ノ後、芝ノ後、千代久、畠ヶ田、畠ヶ中『畠ヶ中』、畑ヶ中下、畑ヶ中後、飛屋ノ後、飛屋、原井後、丸三、鷲石向イ『向ヒ』、垣崎、荒木、角屋、角屋ノ後、定松、定松後、稗田、日脚、久年後、九年ノセト、下手ノ後、柳□（杭か枝のような字、柳は旧字もあり）クラノ前、周布境、下三十石、赤川『アカ

川』

樺田、久三田、久三トイ田、クマ田、長田、社殿ノ□（判読不明）、□さ田（判読不明）、池町、小神田、水越シ、丸三水越、下清水田、大麻田、芝ノ前、丸三汐入、中塚、欠口、大門、道新軒、カシヤ上ミ、中ノ上ミ、中ノ下モ、中ノマエ、ヨヒチマエ『ヨ七マエ』西三十石、伊ヘイヤシキ、二三市ヤシキ、トギヤシキ、市ヘイヤシキ、安二郎ウシロ、ヤシキツヽキ、ツヽラヤウシロ、ツヽラヤ下モ、イエノマエ、イエノウシロ、淨琳寺ウシロ、淨琳寺、淨琳寺ヤシキ、市ウシロ、市、木ノ下ウシロ、ハラノ下モ（原ノ下モ）、上マナゴ、下マナゴ、神楽下タ、寺居屋シキ、田ヤノマエ、田ヤノ下モ、田ヤウシ、宝堂寺田、寺山田、ヤスヘイタ、田中田、ヤシキタ『ヤシキ田』、清三田、小田、苗代田、ワタリ上リ『渡り上リ』、水トウシ、兵衛門、弥ハタノ、大工タ、イチノウエ、ヘリタ、スモウメン、善四郎ウシロ、善四郎下モ、家ノ後、家ノ下モ、ヒセンキウ、土井、土井ノマエ、土井ノ沖、土井ノ境、土井川端、中土井、表裏門、御袋田、弥二郎田、ヨウワンワキ、ヨウワン下モ、カリシタ、表田下モ、表田ウシロ、クロマワリ、久衛門ツヽキ、久衛門ヤシキ、ユヤ、西スケタ、日脚道ワカレ、ハシモト『ハシ本、橋本』、トウケサコシリ、大ベヤ、大町

第4節 中世の周布地区について

発掘調査結果と周布家文書（古文書）、地名から、中世の周布地区の様相をまとめる。

周布家文書（荻瀬閑間録・山口県文書館所蔵写）には、現地がおよそ比定できる地名が見られ、周布地区的復元に役立つ史料である。これまでの浜田高校歴史部（浜田高校歴史部1983）や廣田八穂氏（廣田1985）の研究を参考にしながら、発掘調査結果を踏まえて、周布地区的景観復元を行ってみたい。

周布郷は、安貞二年（1228）の関東下知状（荻瀬121-1・1）には「石見国周布郷 加津万（津浦）」とある。弘安十年（1287）の「周布道心譲状」（荻瀬121-1・2）には「先伝相伝所領周布久満郷地頭職事」とあり、周布氏の当初の主な所領は周布久満郷と考えられている（廣田1985）。一方で「久満」は吉満（吉光）の誤写ともされている（平凡社1995）。現在、旧山陰道が周布川を越える地点の橋は「久光橋」で、久満はこの旧山陰道を中心とする地域を示し、「周布久光郷」は周布郷の中心を示した可能性も考えられる。なお、中世の周布郷は、その範囲が統いて記されており、東が「あをはら（青原）」、東南が「大かわ（周布川か）」、西は「おりみかわ（折居川）」北が「たけかさこ（竹迫）」「かさから（笠柄）」と記されている。およそ、現在の金城町北部から浜田市西部にかけての範囲が、時代で多少の変化があるものの、およその中世周布郷の範囲と考えられる。中世の周布郷は古代の那賀郡周布郷とは異なるものと理解されている（井上1982）。

永正12年（1515）の「石見國周布左近將監武兼知行分田數張事」より、現在比定できる地名を探すと、周布平野に地名が残るものは「宮家・相田・福井・長濱・涼井（鈴居？）・下浦・原井・犬馬場・車瀬・坂本・門田・吉地・貞松（定松？）・和田」などである。なお、犬ノ馬場（T6）と（上）坂本（T7）は試掘調査を実施しており、いずれも遺構は確認されていない。

平野部以外の隣接地域の地名では「福井・長濱・力石・荒磯・下居（折居？）・室谷・櫻田原・田橋・横山・内村・内田・牛谷・長見」などがある。

興味深いのは旧山陰道の西側に隣接して「犬ノ馬場」。さらに「土井」の地名がみられることである。「犬ノ馬場」は犬追う物を行う馬場として領主のみがもてる場というだけでなく、公用の広場と

しての多目的な機能（イベント広場的意味）もあったと考えられている（小野1997・1999など）。「土井」は豪族の屋敷につくことが多いことから考えると、旧山陰道の西側に隣接して周布氏の馬場、館跡が存在した可能性がある。周布城（鳶巣城）とあわせて、周布平野には小規模ながら武家の権力の空間の3点セット（小野1999）として館・城・馬場が揃っていることになる。

中世石見の代表的武士団である益田氏の拠点であった益田市にも三宅御土居跡（館）、七尾城跡（城）、上犬馬場、下犬馬場の地名がみられ、規模の大小はあるが、周布平野とほぼ同じ様相が伺える。益田氏の分家として周布氏が成立していることから、その類似性はほぼ確実であろう。

他に周布氏の館跡（土井）の候補地としては、伝承により現在の聖徳寺、周布城の川を挟んだ南側、吉地町の平野一帯の「土井」があげられる。

以前より聖徳寺が周布氏の館跡に移転したという伝承があるが、現在の聖徳寺の横に伝周布氏の墓（五輪塔・宝篋印塔群）がある。寺院（庵）や墓地があったとも考えられ、周布氏の館跡と断定するにはやや根拠が薄いと考えられる。

一方、吉地の「土井」は今のところ2つの可能性が考えられる。一つは周布氏の有力家臣である吉地氏の拠点の可能性である。吉地氏（吉地右衛門尉）は周布氏の重臣として宿老の地位にあったと考えられている（益田市立雪舟の郷記念館1998・萩岡121-2・291など）。もう一つは周布氏の以前の「土井」の可能性である。益田氏も南北朝期に益田に三宅御土居を築いて拠点としており、平安末・鎌倉期には他に拠点があったと考えられている（井上2003）。周布氏の拠点が城と川を挟んだ吉地の「土井」から、城の下で旧山陰道付近、城下整備のために周布の「土井」へ移った可能性も想定しておきたい。しかし、明治期の切図では方形にも見えるが、国道や水害復旧・圃場整備のため番地が変わっており、現地の特定は困難である。

文明三年（1431）の「海東諸國紀」にみられる「長浜浦」は、周布の土井から直線で約2km離れた、現在の長浜町の港あたりと考えられる。中世の街道跡は不明であるが、近世の山陰道は長浜の海岸沿いをとおり、周布平野を横断する形で残っている（鳥取県教育委員会1997・樹林舎2006）。「海東諸國紀」に記されたように、当時の石見州を代表する漆であったことは確実であろう。長浜のあたりにも中世の町があつた可能性もあるが現段階では不明である。長浜には大島天満宮、訂心寺など周布氏が社領寄進・保護した寺社がみられる。

周布氏がこの漆を使って朝鮮と通交を行ったことはよく知られているが、1438年の3回、1439年の5回の「周布兼貞」名義による通交と15世紀後半以降の「周布和兼」名義の通交には、対馬の人々による偽使が含まれていると考えられている（藤川1999、2003・岡2005）。

長浜浦から山陰道を西へ進むと周布の平野部にでるが、町は少なくとも山陰道沿いの周布川との間に存在したと考えられる。第1節でも述べたが、調査結果より現在の集落景観とほぼ変わらず、街道沿いに集落が立ち、家の後は畑や水田になっていたと考えられる。集落には「市」や「屋敷」が含まれていたのであろう。「イヤシキ」の地名もあるが、鉄物師関連か、「居屋敷」なのかは判然としない。

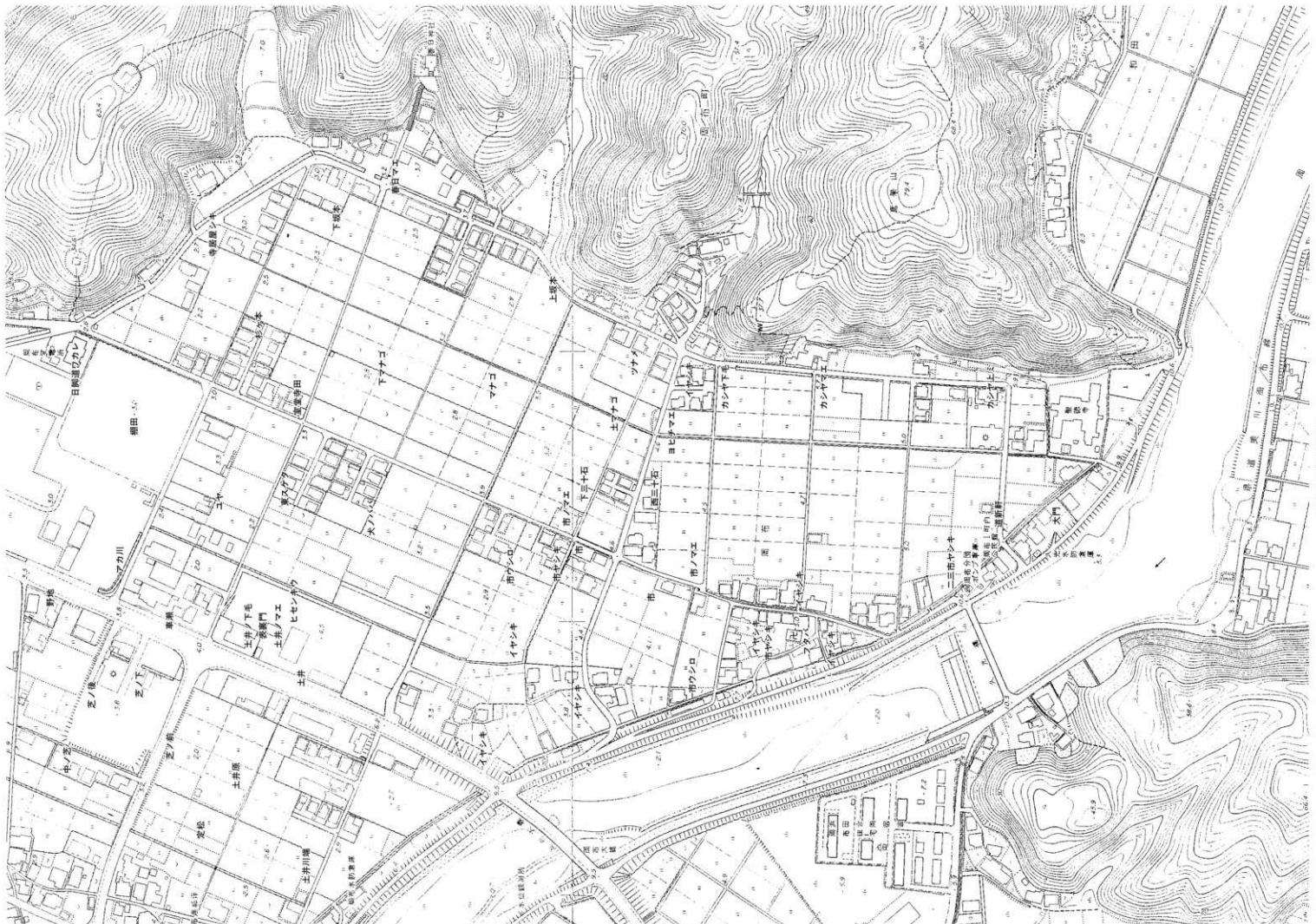
周布城の下（寺本遺跡・T1）でも中世の遺構が確認されている。このあたりには「カシヤ」関連の地名が多く、鍛冶屋の存在が考えられる。また、家臣団の居住地とも想定できる。「ツナメ」の地名は船を綱で繋いだところで、周布城の下に川が流れていたとの伝承がある（中尾1933・山根1978）。調査の結果、水が流れた痕跡は確認できず、基本的に湿地帯である。現在も山脈の道沿いに水路が

あるが、船が通れたかは現段階では不明である。

中世の周布氏は朝鮮と通交し、その港や町は脇わったようなイメージをもたれることが多いが、今後はさらに周辺部の遺跡調査、地名調査、古文書調査などを総合的に進めることにより、より具体的な周布地区の様相があきらかにできるであろう。

第3・5章 参考文献

- 井上寛司1982「貞応二年石見国惣田数注文の基礎的研究」
『山陰史談』18 山陰歴史研究会
- 井上寛司2001「中世の港町・浜田一港湾都市浜田の成立と日本海通運に果たした役割」浜田市教育委員会
- 井上寛司2003「平安末・鎌倉期の三宅御土居の歴史的性質」「市内道路発掘調査報告書Ⅰ」益田市教育委員会
- 上田秀夫1982「14~16世紀の青磁碗の分類」「貿易陶磁研究」第2号 日本貿易陶磁研究会
- 江戸造跡研究会〔編〕2001「国説 江戸考古学研究事典」柏書房
- 愛媛県埋蔵文化財調査センター1998「湯篠城跡」
- 小野正敏 1982「15~16世紀の染付梅・皿の分類と年代」「貿易陶磁研究」第2号 日本貿易陶磁研究会
- 小野正敏1997「戦国城下町の考古学」講談社選書メチエ108 講談社
- 小野正敏1999「三宅御土居・七尾城の発掘が語ること」「よみがえる益田氏~中世益田氏が残したもの~」歴史を活かしたまちづくり講演会 パート2 資料
- 関西近世考古学研究会2000「関西近世考古学研究」XII 九州近世陶磁学会2002「九州陶磁の編年」
- 国立歴史民俗博物館1993「日本出土の貿易陶磁」
- 斎藤慎一2006「中世武士の城」歴史文化ライブラリー218 吉川弘文館
- 小南裕一付編1 長門地域の中世土器編年試案」「上太田造跡・市の瀬造跡・南ヶ畠造跡」山口県埋蔵文化財センター・豊北町教育委員会
- 柳原博英2005「浜田市鰐石造跡出土遺物~弥生前期土器を中心一」「古代文化研究」第13号 島根県古代文化センター
- 島根県教育委員会1985 「日脚道路」
- 島根県教育委員会1998 「大溢道路」
- 『石見空港建設予定地内遺跡埋蔵文化財発掘調査報告書』島根県教育委員会1995 「久本奥窓跡」
- 『一般国道9号江津道路建設予定地内 埋蔵文化財発掘調査報告書』島根県教育委員会1997「歴史の道調査報告書 山陰道Ⅲ」
- 島根県那賀郡周布村尋常高等小学校1937「周布村郷土誌」
- 太宰府市教育委員会2000「大宰府糸坊跡XV~陶磁器分類編一」
- 猪 伸一郎1995「中世後期の貿易陶磁器」中世土器研究会編『概説 中世の土器・陶磁器』真陽社
- 樹林舎2006「定本 島根県の歴史街道」
- 中叔舟 著・田中健夫 訳注 1991「海東諸国紀」岩波文庫 青458-1 岩波書店
- 中尾典史1933「周布村郷土史」
- 乗岡実2005「備前焼の編年と流通」島根県埋蔵文化財調査センター専門研修資料
- 浜田市1973「浜田市誌」上巻
- 浜田市教育委員会1977「浜田の文化財」
- 浜田市教育委員会2002「浜田の文化財」
- 平田正典1979「石見粗陶器史考」石見地方史研究会
- 藤川誠1999「石見国周布氏の朝鮮通交と偽使問題」「史学研究」226号 広島史学研究会
- 藤川誠2003「周布氏の朝鮮通交」再考~中世日朝文流史の実像と石見団』はまだ市民大学講座資料
- 平凡社1995「日本歴史地名大系第三卷 島根県の地名」岡壁忠彦1990「備前焼」考古学ライブラリー60 ニュー・サイエンス社
- 益田市立雪舟の郷記念館1998「中世益田氏関係文書特別展~陶隣房のクーアターと益田藤巣」
- 山本信夫 1995「中世前期の貿易陶磁器」中世土器研究会編『概説 中世の土器・陶磁器』真陽社
- 山根俊久1978「朝鮮貿易の先駆」「石見の郷土史話」下巻 石見郷土研究懇話会



第10圖 周布地區小字名



第11図 周布地区周辺図 (1/10,000)。○は中世遺跡

初代

御神本左兵衛門尉兼定

次郎 左衛門尉 入道道心

御神本惟守國兼五代延左衛門尉兼季一男 石見國那賀郡周布地頭親之元祖也

二代

周布彌次郎時兼

父兼定實子無之 第名以爲美子

三代

(信)

周布彌次郎兼信 入道西心

四代

御神太彥次郎兼宗 彌松丸 入道蓮心

五代

(本)

周布彌次郎兼長 優喜丸

先祖代々下屬鷹司并期重代子鷹文書等 建武三十年十

六代

周布彌次郎兼次郎 周布彌次郎 入道

父兼長依無實子 兄長義爲養子

七代

周布因幡守兼氏 次郎房丸 次郎次郎 左近將監 入道

父兼長依無實子 兄長義爲養子

八代

周布因幡守兼仲 延命丸 次郎 舞正少弼 入道觀心

兼氏嫡子承也 依早世不送葬 或於筑前國戰死上毛中傳

養子

周布因幡守兼宗 次郎 彈正少弼

入道西心

九代

周布因幡守元兼 千壽丸 左近將監

二月十一日攝津國六甲山神乳寺 重置之處一世上依

十代

周布治部大輔和兼 賀幸丸 次郎 左近將監

勤勞失上云

九代

周布因幡守兼定 千壽丸 左近將監

兼子猶子賀幸丸爲幼年 再家を繼

十代

周布因幡守元兼 千壽丸 左近將監

十三代

周布左近將監與兼 次郎 彌次郎 式部少輔

十四代

周布式部少輔武兼 千壽丸 彌次郎 左近將監

十五代

周布兵庫頭元兼 千壽丸 彌次郎 左近將監

十六代

周布孫右衛門元盛 少輔九郎

天正六年六月九日攝州於上月城討死 三十三歲

行年二十六歲

十六代

周布孫吉兵衛兼達 千壽丸 彌次郎 左近將監

文禄二年六月廿九日朝鮮國晉州之城落去之時討死

行年二十六歲

十七代

杉岡吉兵衛長次 始鍋幸丸 吉藏 後入道是因

改周布氏稱杉岡氏

兄孫右衛門元盛討死 路難對女子被追之由而歸出缺

雖然幼少之間元盛第吉藏陣代可相勸之旨二付其範

其後右之女子を若林木工尤元直妻二道中候

慶安二年八月九日死 七十七歲

十八代

杉岡備前元真 左平次 主膳 十兵衛

万治元年十月十八日死

十九代

周布八兵衛就里 忠十郎 佐助

貞享四年十一月十四日死 六十九歲

十九代

周布孫右衛門兼宣 佐助

改移岡氏周布氏

延寶九年二月廿四日於武州江戸死 一二十四歲

廿代

周布彦次郎定通 入道道指

廿一代

周布吉兵衛兼達

父彦次郎定通實子依早世 要居帶刀就尚三男兼達を爲

廿二代

周布吉兵衛兼達

養子

周布内六郎太郎兼成謹言

欲早亡父孫六郎兼茂跡本領石見國周布鄉
内内村井伯父内田工藤三郎致員跡同國

貞松名等地頭頃、任相傳當知行相遠上者、
可被成下安堵輪旨由預御注進間事

右亡父兼茂并致員等跡、任相傳當知行無相
遠之上者、可成下安堵輪旨由預御注進、彌

為抽無武忠節粗言上如件

正平七年三月日

石見國周布郷内内村地頭孫六藤原兼茂謹言
上

右當國蜂起之間、屬三隅一郎入道信性、柄
龍河内城之處、朝敵人大將益田二郎太郎兼行、
(奉)

同舍第三郎、乙吉、十郎以下輩卒數千騎之
軍勢等、柄龍益田城之間、今月廿一日押寄彼
城、責破北尾崎木本戸致散々合戰、大森代大進

房頭取畢、仍大將三隅太郎兼知見知之上者、
早賜御一見狀、為備上覽粗言上如件

(三隅兼連) (未連)
延元々年七月廿六日

承候了
沙彌信性判

右七種、家人周布六郎先相江波下置之

一家、越生光氏被下、光氏以弟之弟越生兼繼六代之孫也

石見國有福五分一地頭越生七郎光氏申忠事、
去年八月七日御發向福屋城時奉屬御手、於三

和田川切所致散々合戰打破華、其以後度々御

合戰抽戰功之間、福屋彌太郎令降參上者、為
後證賜御判可備龜鏡以此之旨可有御披露候、

恐惶謹言 (未連)

正平五年二月日

上野佐馬助頼兼也

承了判

越生ノ一家ト見、傳不分明裏書 裏書
越生七郎次郎申状 貞和七二十四ト往古ヨリ如

此書付有之 石見國加志岐別府五分一地頭越生七郎次郎義
氏謹言上

欲早任定法例、且任軍忠實、且依當知行之
旨、賜安堵御下文、彌抽忠節之間事

右、於義氏者、自最前駆參御方致忠節上、令
參鎮西大宰寺上者、於彼所領者相傳當知行于
今無相遠地也、下賜安堵御判、全知行、彌為

致無武忠貞、恐々言上如件

(夷善) 新田貞貞之山往古ヨリ
貞和七年二月日 張紙有之、裏書ノ文字不明

鳥居家傳不分明

石見國久佐郷内波佐清六屋敷田畠、佐古田志
水尻橋以後事不可有相違、文書出帶之時、

可成下安堵之狀如件

(直冬) 正平十六年三月十一日 判

鳥居小五郎殿

(右見)

周布郷内松木村事、任御奉書之旨、去廿日打

渡賀瀬長法師丸方候了、依其周布因幡入道爲

數中候、遞代官候、以此旨可有御披露候、恐

惶謹言 三月廿三日 (夷善)

沙彌道仙判
(夷善) 江口隼人入道殿

於石州那賀郡
一九百九拾八石
五百九拾四石四斗七升三合
百四拾六石五斗九升三合
八拾七石九斗七升七号
百七拾九石九斗五升七号
以上千石
過武石

並定第田村兼政嫡子惣四郎盛義也
北条泰時ノ

井村鄉
本郷永清
長見村
大麻山麓

235

下 石見國久留原別荘住人
可早以彌四郎盛家令安堵地頭職事

右人、爲後職守亡父資盛時之例、可致沙汰狀

所仰如件、以下

嘉禄三年五月七日

判

判

天正拾九年
九月廿五日

式部少輔
(福原)廣俊
刑無之

安國寺
惠瓊
判

飛驒守
(波辺)長利
刑

肥前守
(林)就長
刑

与三左衛門尉
(佐世)元嘉
刑

太郎右衛門尉
(宮)就長
刑

文永一年九月廿八日

相模守平朝臣
判

左京權大夫朝臣
北条政村也
判

治部大輔
(内藤)元榮
刑

周布孫右衛門尉殿
(毛利)元清
御刑

右嘉禄・文永兩浦以未當田村氏之證文一面御座候

並弟家末元兵衛副兼直嫡子次郎兼義也
可早令早藤原兼義領知石見國末元別荘地頭職事
右、任亡父兼直文永六年八月日講狀、可令領掌之狀、依仰下知如件

弘安十年十二月七日 前武藏守平朝臣
北条泰時也 判

(官時)

相模守平朝臣 判

右、任去弘安十年十二月七日關東安堵御下文、
可致沙汰狀如件

正應三年十年十六日 丹波守平朝臣
北条泰時也 判

越後守平朝臣 判

右、任去弘安十年十二月七日關東安堵御下文、
可致沙汰狀如件

正應三年十年十六日 丹波守平朝臣
北条泰時也 判

周布千壽丸殿
御返報
毛利
元就

(石見)

御狀見候、佐波表之趣鉢橋半候、彌津分可取相
覺悟此節御入魂所仰候、將又三隔表之事無珍敷
儀哉、猶以愚中計候、於旨儀者御宿老中江中候
条不能詳候、恐々謹言

(弘治二)

九月一日
周布千壽丸殿
御返報
元就
御判

(弘治二)

九月十七日
周布千壽丸殿
御返報
元就
御判

178

一筆申候、仍石州周布方并吉地右衛門尉へ
毎年以浮米令合力候、當年之儀も如去年、
無相違可勘渡事肝要候、猶從各所可申候、
恐々謹言

(永保八力)

(國清寺忠心)

(立雪)

(元保)

(赤川左京亮殿)

(忠久)

(財滿越前守殿)

(就信)

(國司雅樂丸殿)

(経好)

(市川式部少輔殿)

(元勝)

(兒玉小二郎)

(元良)

(栗屋彌一郎)

(元勝)

(桂左衛門大夫)

(元忠)

(國清寺守)

(赤川左京亮殿)

(財滿越前守殿)

(國司雅樂丸殿)

(市川式部少輔殿)

200

石州周布殿江浮米九十石、并吉地右衛門尉方
江拾五石每年被成御合力候、當年之儀茂無相
違可有御勘渡由候、可被得其心候、然間被成

(秀次)

(赤川左京亮殿)

(元房)

(國司飛驒守)

(元相)

(判)

(兒玉小二郎)

(元良)

(栗屋彌一郎)

(元勝)

(桂左衛門大夫)

(元忠)

(國清寺守)

(赤川左京亮殿)

(財滿越前守殿)

(國司雅樂丸殿)

(市川式部少輔殿)

讓渡 石見國周布郷地頭職之事

納 御所御修理料段錢事

合肆貲玖百五拾文者 但加資糧分

本

地頭

來原郷、白上郷新之内河上・山津田、長野
庄内角井地頭職、木東郷内西河内村、大家
庄西郷内井尻・福田等

置文別

在○

(右件)

○所領者和兼重代相傳私領也、然代々御下文

安堵御判手次等於相副而、永代讓与千壽法師

上者、他妨可如行次下兄弟事者、縫難廿

卅成其見、心中可扶持、若親類兄弟之中、成

（者） 逸
違亂煩有輩○、任此状之旨、以上載可致其沙

汰、宜住民等存知之、莫令違犯、仍爲後日讓

狀件但置文

己 長禄二年卯六月十一日 和兼 判

石見國有福内四町誕生越分事、任由緒之旨、爲

守護去渡之當知行云、不可有相違之由所被

仰下也、仍執達如件

己 長禄四年十一月十八日 和兼 判

石見國周布郷安田、福井來原郷、白上郷新内山

津田・河上、長野庄内角井地頭領職、木東

郷内西河内村、大家庄西郷内井尻・在福五分

壹、生越 安濃郡内鳥居・鳥居仁万郡内福光

・三方、筑前國內乙金等事、其外御代々御判

任先祖讓狀旨、無他妨千壽丸可領知手次狀如

件 三つのとの
大永三年ひつ 五月十二日(周布)興兼

周布千壽殿 武部少輔

判

付末元貞松 本

五月十三日

義隆

139

右、爲石見國角井分領家公田壹町貳段、井貞松分

公田壹町六段、生越分公田五反段錢分、所納皆濟

之狀件如件

文明九年六月六日 左衛門少尉 判

周布殿 (元著)

（足利）義尹公 御判

付末元貞松 本

石見國周布郷安田、福井來原郷、白上郷新内山

津田・河上、長野庄内角井地頭領職、木東

郷内西河内村、大家庄西郷内井尻・有福五分

壹、三方等事、早周布左近將監元兼彌領掌不可

有相違之狀件如件

延徳貳年十一月十六日

（大永四）

五月晦日 周布彦次郎殿 義興 判

付末元貞松 本

石見國周布郷安田、福井來原郷、白上郷新内山

津田・河上、長野庄内角井地頭領職、木東

郷内西河内村、大家庄西郷内井尻・在福五分

壹、生越 安濃郡内鳥居・鳥居仁万郡内福光

・三方、筑前國內乙金等事、其外御代々御判

任先祖讓狀旨、無他妨千壽丸可領知手次狀如

件

（和兼）

周布左近將監殿

判

付末元貞松 本

周布左近將監殿

義興 判

周布千壽殿

武部少輔

判

156

(右見)

去月十九日於長治合戰之時、同名衆井郎從僕

從以下粉骨之次第、注文到來一見候、尤感悅

（興運） 三隅与福屋和睦之儀、對益田染筆候處、依御

調法兩人會合の由高橋助三郎申候尤可然候、

尚委細神代但馬守可申候、恐々謹言

（大永二） 十月十二日 義興 判

「詳見大永四年六月五日 周布彦次郎殿 義興」

三隅与福屋和睦之儀、對益田染筆候處、依御

調法兩人會合の由高橋助三郎申候尤可然候、

尚委細神代但馬守可申候、恐々謹言

（大永四） 五月晦日 周布彦次郎殿 義興 判

「詳見大永四年六月五日 周布彦次郎殿 義興」

三隅与福屋和睦之儀、對益田染筆候處、依御

調法兩人會合の由高橋助三郎申候尤可然候、

尚委細神代但馬守可申候、恐々謹言

（大永十） 七月晦日 周布彦次郎殿 義興 判

三隅与福屋和睦之儀、對益田染筆候處、依御

調法兩人會合の由高橋助三郎申候尤可然候、

尚委細神代但馬守可申候、恐々謹言

（天文十） 七月晦日 周布彦次郎殿 義興 判

三隅与福屋和睦之儀、對益田染筆候處、依御

調法兩人會合の由高橋助三郎申候尤可然候、

尚委細神代但馬守可申候、恐々謹言

（天文十） 七月晦日 周布彦次郎殿 義興 判

三隅与福屋和睦之儀、對益田染筆候處、依御

調法兩人會合の由高橋助三郎申候尤可然候、

尚委細神代但馬守可申候、恐々謹言

（天文十） 七月晦日 周布彦次郎殿 義興 判

三隅与福屋和睦之儀、對益田染筆候處、依御

調法兩人會合の由高橋助三郎申候尤可然候、

尚委細神代但馬守可申候、恐々謹言

讓渡 石見國周布鄉地頭職之事

(足利) 義教公

付末元貞松
付末元貞本

來原鄉、白上鄉新之内河上、山津田、長野

庄内角井尻、木東鄉內西河内村、大家

庄西鄉內井尻、福田

右、件所領者觀心重代相傳私領也、然代々御

下文安堵之御判手次等於相嗣、孫賀幸丸仁永代

讓与上者、聊無他妨可知行、次二弟法師丸之

事、兄ノ爲許可扶持也、若於親類兄弟之中、

(義)

成達亂煩有輩者、任此狀之旨、以上載可有其

沙汰、宜住民等相知之、莫令違犯、仍爲後日

讓狀如件

(周布兼仲)

永享五年十月五日

沙彌觀心 判

付末元貞松
付末元貞本

周布次郎和兼申、石見國周布鄉安田 福井來

本

原鄉、白上鄉新内山津田、河上、長野庄内角

井地頭職、木東鄉內西河内村、大家

庄西鄉內井尻、福田等事、早任同廿九日御下

知狀、同廿九日御施行旨、可被沙汰付和兼之

狀如件

文安元年六月十八日

埽部頭殿

沙彌 判

(周布兼仲)

永享五年十月五日

沙彌觀心 判

付末元貞松
付末元貞本

周布次郎和兼申、石見國周布鄉安田 福井來

本

原鄉、白上鄉新内山津田、河上、長野庄内角

井地頭職、木東鄉內西河内村、大家

庄西鄉內井尻、福田等事、早任同廿九日御下

知狀、同廿九日御施行旨、可被沙汰付和兼之

狀如件

沙彌 判

文安元年六月十八日

埽部頭殿

沙彌 判

石見國周布鄉安田 福井來

本

山津田、河上、長野庄内角井地頭職、木東鄉

内西河内村、大家

庄西鄉內井尻、福田等事、早任去八月十九日安堵御判當知行之旨、周布

次郎和兼領掌不可有相違之狀如件

山名昌房少輔也

石見國周布鄉安田 福井來

本

山津田、河上、長野庄内角井地頭職、木東鄉

内西河内村、大家

庄西鄉內井尻、福田等事本知行云々早任今月廿六日下知狀之

旨、如元可被沙汰付和兼之由所被仰下也、仍

執達如件

山名修理大夫人道殿

昌山德本也

周布次郎和兼申石見國周布鄉安田 福井來

本

周布次郎和兼申、石見國知行分所々事、早任

去永享十一年八月十九日安堵、領掌不可有相

違之由所被仰下也、仍下知如件

島山特國入道謹本也

嘉吉三年十二月廿六日

沙彌 判

周布次郎和兼申、石見國知行分所々事、早任

去永享十一年八月十九日安堵、領掌不可有相

違之由所被仰下也、仍下知如件

島山特國入道謹本也

周布次郎和兼申、石見國知行分所々事、早任

49	石見國周布鄉內安田・福井并住原事、任相傳當知行之旨不可有相違之狀如件	大内弘茂也	至德三年八月七日	周布因幡入道殿	50	石見國來原別府事、任相傳證據、可被安堵之狀如件	大内弘茂也	至德三年八月七日	周布因幡入道殿	
51	石見國來原別府事、任相傳證據、可被安堵之狀如件	大内弘茂也	至德二年八月一日	周布彈正少弼殿	52	石見國來原別府事、任相傳證據、可被安堵之狀如件	大内弘茂也	至德二年八月一日	周布彈正少弼殿	
53	石見國井上郷内宇野村事、所預置也、守先例可令知行之狀如件	大内弘茂也	至德二年八月七日	周布因幡入道殿	54	石見國周布鄉事、可停止守護使入部之狀如件	(足利直冬)	正平十五年六月十八日	周布因幡守殿	
55	石見國井上郷内宇野村事、所預置也、守先例可令知行之狀如件	大内弘茂也	至德二年八月七日	周布因幡入道殿	56	石見國周布郷妻藤原氏女千福申、石見國小石見郷内安田・福井兩村并葛原畠地頭職事不可有相違、文書出帶之時重可被成安堵之狀如件	(足利直冬)	正平十四年六月三日	周布因幡守殿	
57	周布因幡守妻藤原氏女千福申、石見國小石見郷内安田・福井兩村并葛原畠地頭職事不可有相違、文書出帶之時重可被成安堵之狀如件	(足利直冬)	正平十四年六月三日	周布因幡守殿	58	讓与 曾孫女四郎次郎兼義良女所領石見國小石見郷内安田・福井兩村并葛原畠地頭職事	字千福女	正平十四年六月三日	周布因幡守殿	
59	石見國市木郷地頭職事、周布因幡入道庶子等中所預置也然惣領因幡入道庶子等中、可令配分之狀如件	(足利直冬)	至德二年九月六日	周布因幡入道殿	60	讓与 曾孫女四郎次郎兼義良女所領石見國小石見郷内安田・福井兩村并葛原畠地頭職事	字千福女	正平十四年六月三日	周布因幡守殿	
61	石見國市木郷地頭職事、周布因幡入道庶子等中所預置也然惣領因幡入道庶子等中、可令配分之狀如件	(足利直冬)	至德二年九月六日	周布因幡入道殿	62	依年々大洪水所領田地損云々、然者仰守護代方御判	義満公	正平十五年六月十八日	周布因幡守殿	
63	石見國市木郷地頭職事、周布因幡入道庶子等中所預置也然惣領因幡入道庶子等中、可令配分之狀如件	(足利直冬)	至德二年九月六日	周布因幡入道殿	64	依年々大洪水所領田地損云々、然者仰守護代方御判	義貞	正平十五年六月十八日	周布因幡守殿	
65	石見國周布彈正少弼兼仲中、當郷地頭職原井 井村等事相傳當知行無相違候、安堵事申御沙汰候者可然候、恐惶謹言	付和田 康應元年八月十三日 左京權大夫 判	正平九年七月廿二日	沙彌信性	66	石見國周布郷事、先年度、洪水之時損失之上、 田分限等注于別紙、於御公事者守本田分限、 隨惣領攝助直連催促無懈怠可令勤仕、但無 實子者一期之後可付惣領者也、仍讓狀如件	付和田 康應元年十月五日 左京權大夫義弘 判	正平九年七月廿二日	沙彌信性	正平九年七月廿二日
67	石見國周布郷事、先年度、洪水之時損失之上、 田分限等注于別紙、於御公事者守本田分限、 隨惣領攝助直連催促無懈怠可令勤仕、但無 實子者一期之後可付惣領者也、仍讓狀如件	付和田 康應元年十月五日 左京權大夫義弘 判	正平九年七月廿二日	沙彌信性	68	石見國周布郷事、先年度、洪水之時損失之上、 田分限等注于別紙、於御公事者守本田分限、 隨惣領攝助直連催促無懈怠可令勤仕、但無 實子者一期之後可付惣領者也、仍讓狀如件	付和田 康應元年十月五日 左京權大夫義弘 判	正平九年七月廿二日	沙彌信性	正平九年七月廿二日
69	石見國周布郷事、先年度、洪水之時損失之上、 田分限等注于別紙、於御公事者守本田分限、 隨惣領攝助直連催促無懈怠可令勤仕、但無 實子者一期之後可付惣領者也、仍讓狀如件	付和田 康應元年十月五日 左京權大夫義弘 判	正平九年七月廿二日	沙彌信性	70	石見國周布郷事、先年度、洪水之時損失之上、 田分限等注于別紙、於御公事者守本田分限、 隨惣領攝助直連催促無懈怠可令勤仕、但無 實子者一期之後可付惣領者也、仍讓狀如件	付和田 康應元年十月五日 左京權大夫義弘 判	正平九年七月廿二日	沙彌信性	正平九年七月廿二日
71	石見國周布郷事、先年度、洪水之時損失之上、 田分限等注于別紙、於御公事者守本田分限、 隨惣領攝助直連催促無懈怠可令勤仕、但無 實子者一期之後可付惣領者也、仍讓狀如件	付和田 康應元年十月五日 左京權大夫義弘 判	正平九年七月廿二日	沙彌信性	72	石見國周布郷事、先年度、洪水之時損失之上、 田分限等注于別紙、於御公事者守本田分限、 隨惣領攝助直連催促無懈怠可令勤仕、但無 實子者一期之後可付惣領者也、仍讓狀如件	付和田 康應元年十月五日 左京權大夫義弘 判	正平九年七月廿二日	沙彌信性	正平九年七月廿二日
73	石見國周布郷事、先年度、洪水之時損失之上、 田分限等注于別紙、於御公事者守本田分限、 隨惣領攝助直連催促無懈怠可令勤仕、但無 實子者一期之後可付惣領者也、仍讓狀如件	付和田 康應元年十月五日 左京權大夫義弘 判	正平九年七月廿二日	沙彌信性	74	石見國周布郷事、先年度、洪水之時損失之上、 田分限等注于別紙、於御公事者守本田分限、 隨惣領攝助直連催促無懈怠可令勤仕、但無 實子者一期之後可付惣領者也、仍讓狀如件	付和田 康應元年十月五日 左京權大夫義弘 判	正平九年七月廿二日	沙彌信性	正平九年七月廿二日
75	石見國周布郷事、先年度、洪水之時損失之上、 田分限等注于別紙、於御公事者守本田分限、 隨惣領攝助直連催促無懈怠可令勤仕、但無 實子者一期之後可付惣領者也、仍讓狀如件	付和田 康應元年十月五日 左京權大夫義弘 判	正平九年七月廿二日	沙彌信性	76	石見國周布郷事、先年度、洪水之時損失之上、 田分限等注于別紙、於御公事者守本田分限、 隨惣領攝助直連催促無懈怠可令勤仕、但無 實子者一期之後可付惣領者也、仍讓狀如件	付和田 康應元年十月五日 左京權大夫義弘 判	正平九年七月廿二日	沙彌信性	正平九年七月廿二日
77	石見國周布郷事、先年度、洪水之時損失之上、 田分限等注于別紙、於御公事者守本田分限、 隨惣領攝助直連催促無懈怠可令勤仕、但無 實子者一期之後可付惣領者也、仍讓狀如件	付和田 康應元年十月五日 左京權大夫義弘 判	正平九年七月廿二日	沙彌信性	78	石見國周布郷事、先年度、洪水之時損失之上、 田分限等注于別紙、於御公事者守本田分限、 隨惣領攝助直連催促無懈怠可令勤仕、但無 實子者一期之後可付惣領者也、仍讓狀如件	付和田 康應元年十月五日 左京權大夫義弘 判	正平九年七月廿二日	沙彌信性	正平九年七月廿二日
79	石見國周布郷事、先年度、洪水之時損失之上、 田分限等注于別紙、於御公事者守本田分限、 隨惣領攝助直連催促無懈怠可令勤仕、但無 實子者一期之後可付惣領者也、仍讓狀如件	付和田 康應元年十月五日 左京權大夫義弘 判	正平九年七月廿二日	沙彌信性	80	石見國周布郷事、先年度、洪水之時損失之上、 田分限等注于別紙、於御公事者守本田分限、 隨惣領攝助直連催促無懈怠可令勤仕、但無 實子者一期之後可付惣領者也、仍讓狀如件	付和田 康應元年十月五日 左京權大夫義弘 判	正平九年七月廿二日	沙彌信性	正平九年七月廿二日
81	周布彈正少弼兼仲申、石見國來原別府事相傳證狀等如此候、安堵事申御沙汰候者可然候、以此皆可有御披露候、恐惶謹言	(大内)	康應元年十一月二日	左衛門佐	82	石見國來原別府并高津西方内田昌等事、任相傳	御判	至德四年五月廿八日	左京權大夫義弘	
83	周布彈正少弼兼仲申、石見國來原別府事相傳證狀等如此候、安堵事申御沙汰候者可然候、以此皆可有御披露候、恐惶謹言	(大内)	康應元年十一月二日	左衛門佐	84	石見國來原別府并高津西方内田昌等事、任相傳	御判	嘉慶元年十一月廿五日	周布彈正少弼兼仲可令領掌之狀如件	

守先例可合知行之状如件

大内弘茂也

1 下 左兵衛尉藤原兼定

加津万浦

可早領知石見國周布郡永見村安島居郷、長野庄

内安富名・大家庄内福光村等地頭職事

右人、當知行無相違云々、早可安堵之状、依鑑

(藤原相經)

倉殿仰下知如件

(北条泰時)

武藏守平

判

(北条時房)

相模守平

判

(伊豫守)

南ハ大かわはたかたにをかきる、西限おりゆか

わよりにしのはうし、南を限ゐたうけのはうし、

北限たけかさからにしてたにのひたおな

うけ也、仍このゆつり状をもて關東六波羅殿御

ひけんありて、あんとの御下文を申給てねん所

(異議)

をふるうゑへいきなきが、但このうちを時並か

舍弟等二少々ゆつりあるゑ了その別紙二さかい

をたて、これをかきのするもの也、もしこのむ

ねをそむきて、いざ、かもるらんをいたさん二

おいてハ、父子てきたいのきをもて、このふん

りやうをりやうちすへからさる状如件

(御本末兼定)

判

弘安十年亥九月八日

沙彌道心

判

48

石見國周布郷内松本村事、任代々置文之旨、不
可有知行相違之状如件

至徳二年八月七日
新介 判
周布因幡入道殿

大内弘茂也

47

石見國阿田・福井・青葛原事、任相傳當知行之
旨、不可有相違之状如件

至徳二年八月七日
新介 判
周布因幡入道殿

46

石見國周布郷内貞松名事、守先例可有知行之
状如件

至徳二年八月七日
周布因幡入道殿

大内弘茂也

45

石見國周布郷内木元別府事、守先例可有知行之
状如件

至徳二年八月七日
新介 判
大内弘茂也

至徳二年八月七日
周布因幡入道殿

大内弘茂也

一 所平野壹町但此内六段

分銭五貫文

公田四町分貳貫文

但壹段別
五拾文宛

皆済之

一所大谷五段但此内貳反水呑
所瀬五段但皆不作
所力石五段
所荒磯貳段

分銭貳貫五百文
分銭貳貫五百文
分銭貳貫百五文
分銭貳貫百文
分銭壹貫五百文
分銭壹貫五百文

一所室谷貳町五段但此内壹町五段
一所櫻田原貳町貳段但此内壹町五段
一所内村拾町但此内六町

水呑 分銭拾壹貫文

一所田橋貳町但此内壹町水呑
一所横山壹町五段但此内七段水呑
一所吉地村三町四段但此内貳町
一所貢松壹町四段但此内六段

分銭拾貳貫文
分銭七貫五百文
分銭拾七貫文
分銭七貫文

一所内田壹町四段但皆不作
一所橋木三町四段但皆不作
一所牛谷壹町但此内四段水呑
一所荒本田貳町壹段
一所貢松壹町四段但此内六段

分銭五貫文
分銭七貫文
分銭拾五貫文
分銭五貫文
分銭拾貳五百文
分銭七貫文

一所和田五段
一所長見壹町五段但此内壹町水呑
已上四百貫文
田數八拾町
但此内四拾丁四段水呑分
分銭貳貫五百文
分銭七貫五百文
分銭貳百貫貳貫文
分銭貳百貫貳貫文

當知行分
三拾九町六段
分銭百九拾八貫文

坂本三郎さへもん○ 神田ひこゑもん○

とう三まん田八郎衛門○

つ、みさこ藤五郎○

あまつら二郎衛門○

木原彌二郎○

上金田しんきへもん○

さうおいざこ三郎衛門○

むろ屋大郎四郎○

上かた山小三郎○

金木二郎さへもん○

下かた山まこ六○

富寧寺内

うるしかいち三郎衛門○

彌九郎○

同三郎衛門尉○

周布

寺社脇人衆○

周布

惣百性うき田衆○

周布

惣百性中○

御役人衆様

惣百性中○

周布

惣百性中○

永正十二年

きのと日○

い

同三郎衛門尉○

来原

寺社脇人衆○

周布

惣百性うき田衆○

周布

惣百性中○

石州遂摩郡福光郷之内本分貳拾貫文并添分廿五貫文足見事依為御山緒御拌領千秋萬歳珍重存候

任御判井御奉書之旨打渡申候未代可為御領知肝要之由候此由可預御披露候恐惶謹言

十月廿三日 吉信判

一所未本壹町六段但此内七段

水呑 分錢八貫文

一所周布兵部少輔殿 参

片山土佐守 分錢拾貳貫文

一所周布兵部少輔殿 参

横路領刀左衛門尉 分錢七貫文

一所周布兵部少輔殿 参

所長濱中壹町七段 分錢八貫五百文

一所中州壹町六段

分錢八貫五百文

一所相田武町四段

分錢七貫文

一所福井壹町四段

分錢八貫五百文

一所中州壹町六段

分錢八貫五百文

一所涼井壹町

分錢四貫五百文

一所丸實武町五段但舊古

分錢拾貳貫五百文

一所下浦三町但此内壹町六段

分錢拾陸貫文

一所原井武町但此内壹町武段

分錢拾貳百文

一所馬打壹町但皆水呑

分錢六貫文

一所犬馬場壹町六段但此内六段

分錢七貫八百文

一所車瀬武町五段但皆水呑

分錢拾貳三百文

一所松本壹町但皆水呑

分錢五貫文

一所坂本武町但此内壹町水呑

分錢拾貳百文

一所猪尻壹町但此内五段水呑

分錢五貫文

一所門田武町但此内壹町武反

分錢拾貳貫五百文

一所楊桃三町但此内壹町五段

分錢拾五貫文

一所賀世喜壹町五段

分錢七貫五百文

石見國周布左近將藍武兼知行分田數張文

周布本郷分

一所宮家武町

分錢拾貫文

一所相田武町五段但此内壹町

分錢拾貳五百文

一所未本壹町六段但此内七段

水呑 分錢八貫文

一所周布兵部少輔殿 参

分錢拾貳貫文

一所周布兵部少輔殿 参

片山土佐守 分錢七貫文

一所周布兵部少輔殿 参

横路領刀左衛門尉 分錢八貫五百文

一所中州壹町七段

分錢八貫五百文

一所相田武町四段

分錢七貫文

一所中州壹町六段

分錢八貫五百文

一所涼井壹町

分錢四貫五百文

一所丸實武町五段但舊古

分錢拾貳貫五百文

一所下浦三町但此内壹町六段

分錢拾陸貫文

一所原井武町但此内壹町武段

分錢拾貳百文

一所馬打壹町但皆水呑

分錢六貫文

一所犬馬場壹町六段但此内六段

分錢七貫八百文

一所車瀬武町五段但皆水呑

分錢拾貳三百文

一所松本壹町但皆水呑

分錢五貫文

一所坂本武町但此内壹町水呑

分錢拾貳百文

一所猪尻壹町但此内五段水呑

分錢五貫文

一所門田武町但此内壹町武反

分錢拾貳貫五百文

一所楊桃三町但此内壹町五段

分錢拾五貫文

一所賀世喜壹町五段

分錢七貫五百文

御代始之御礼御申尤肝要候仍太刀一腰持給候祝着
候事々尚重而可申候恐々謹言

十月廿七日

周布次郎殿

御報

伊勢守

貞宗判

周布次郎殿

御報

上書二

周布次郎殿

御報

伊勢守
貞宗

京都へ御礼等事

千疋御太刀一腰奉

公方様へ

千疋御太刀可依時宜候歟

今出河殿様へ

千疋御太刀一腰金領輪

細川殿へ

参百疋免太刀一腰金

勢州御父子へ又ハ

参百疋免太刀一腰金

安富方へ

参百疋免太刀一腰金

勢州奏者へ

参百疋免太刀一腰金

申次奉行へ

参百疋免太刀一腰金

高山殿様へ

参百疋免太刀一腰金

遊佐方へ

貳百疋

伊地知方へ

百疋

此外御前奉行衆四五人又知人へ貳百疋參百疋
正御仕かた多く候併御心得前候不申入候へ
は隔心申様之間丸申入候勢州八人ニより候
て千疋被申かたもあるべく我らも京都万疋
ニ及候ハ、可上候間迷惑仕候不可有外見候
恐々謹言

閏八月十六日

再而申上候抑去十六日条々御手日記以如前々

當秋より諸役等可仕候之由被仰出候間各々前
々筋目と申悉御意ニしたかい廿ヶ条々達意

ケ条にも候に聊不致無沙汰納等於末代可
致奉候若於以後致無沙汰候ども是非儀申間敷

ハ、とるにても預御成敗候どもその成敗いたすへく候若

候又於我々の間ニもその成敗いたすへく候若

いつわり申候者

(平玉)

伊勢天照大神宮熊野三所權現憩而日本國中大小
之神祇殊者大麻山十二所權現當所兩八幡大菩薩
之御神爵各々可罷蒙也仍譽文狀如作

永正十二年乙亥八月廿八日

(平玉)

永徳寺文香司
幸奉坊有義智
來原善四郎兼重判
來原對馬守種吉判

大谷佐渡守○

きり田四郎へもん○

同二郎三郎○

大谷佐渡守○

見のこし三郎衛門○

ゆの木六郎衛門○

さか松谷二郎太郎○

はた本四郎さへもん○

ひるさはの二郎さへもん○

志らか谷しきへもん○

同四郎衛門○

中野坪大郎四郎○

同大郎ゑもん○

今田各二郎ゑもん○

とよう分内金口さへもん太郎○

就次郎殿御祝儀三百疋給候喜悅候仍太刀一腰進之

時候表祝言計候恐々謹言

八月十二日

周布因輪守殿

政國刊

爲年甫之儀太刀一腰給候祝着候殊番替着陣候御懸
之儀本望候仍一振進之候誠祝儀計候恐々謹言

三月廿一日

政理刊

周布次郎殿

石見國周布鄉付未元貞松來原鄉白上鄉木內山津田
安田福井新

河上長野莊内角井地頭領家職木東鄉之内西河內
村大家庄西鄉内井尻有福五分一生越等事當知行
勿論候若掠申候者可有御罪科候恐惶謹言

九月十一日
謹上
飯尾肥前入道殿

藤原元兼刊

やまね

兼 氏 判

まるみ

弘 安 判

長兒

源 良 判

(一四三七)

永享九年丁巳三月十八日

周布次郎和兼中石見國周布郷付未元貞松來原郷白上

安田福井

郷本内山津田河上長野庄内角井地頭職木東郷内西

新

河内村大家庄西郷内井尻等事早同去嘉吉三年十一

月廿六日御下知状同廿九日御施行旨可致沙汰付和

兼之狀如件

(一四四四)

文安元年六年十八日

沙 補 判

掃部頭殿

爲御方可致忠節之由已前被仰出畢然者相談大内左

京大先政弘抽軍功者可爲神妙候也

周布左近將監とのへ

判

周布左近將監とのへ

上包二

【周布家文書（写）】

此所切手

よしろ

弟丸

宗本刊

同宗本刊

見宗清刊

なみ宗廣刊

同宗貞刊

同宗潔刊

同宗弘刊

あは常家刊

ひるさわ守刊

たふら蓮光刊

くまた宗重刊

ひらの宗信刊

同宗祐盛刊

同宗次刊

同宗木刊

ないの内志

申起請文之事
不見

今度大谷翁懇願殿三たいしいこんをがまゑ候
そのふんけんきやう候についてがくのことく御

さた候よつてあいのこり候ゑんるいふち人一味
同心に當殿の御やくにまかりたづへく候間かく

のことくほういんをかゑし申候上ハ後々末代同
心にうしろへたなき心中あるましく候この内に

やゑんの人候ハ、その人を同心にきたをいたす
べく候又この人數の中をますたミすみふくやと

のよりうけ給候とも同心すててられましく候
此条もし納申候ハ、

大日本國中大小神祇伊勢大神宮熊野三所八幡大菩
薩當國一宮三宮殊者當所八幡大麻十二所權現御神

本大明神御罰を此面々子々孫々まで可罷蒙候
御坪丸

まつたけ

兼正刊

内宗兼刊

増高丸

同兼

弘勝刊

あらき

同兼繼刊

内宗澄刊

あらき

兼榮刊

兼泰刊

第6章 史料編

周布家文書(写)は現在山口県文書館に所蔵されている。

山口県文書館 (<http://yamanoj.ymn21.jp/>) の目録では次のようにになっている。

【標題】周布家文書 (写)

【分類】特設文庫／県史編纂所史料

【整理番号】県史編纂所史料九七九

【年代】 -

【数量】 -

この文書は昭和十年代に山口県史編纂所が周布家において筆写した原本で、原文書は所在不明である(岸田一九九五)。既に一部は紹介されている(和田一九九三・岸田一九九五・益田市立雪舟の郷記念館一九九八・藤川一九九九)。この周布家文書(写)から前述の紹介された史料以外を掲載している。

和田論文に五点、岸田論文に六点、藤川論文に一点(後半略)紹介されている。今回十点の史料を載せており、周布家文書(写)は合計二点にられ活字化されているものも参考資料として掲載している。これまで紹介されたものは陶氏のクーデタI、石見国業の盟約に関するものであつたが、今回掲載したもののは周布氏の臣団・所領を現地と対比する上で重要なと考えられる。

また、周布家文書として「萩藩閥閥錄」卷一二一、一二一、一二一、一二一、一二一、一二一に收められ活字化されているものも参考資料として掲載している。地名(所領)が掲載されているものを抜粋して掲載しており、周布家文書の全体は「萩藩閥閥錄」を参照していただきたい。

文献
山口県文書館一九七〇『萩藩閥閥錄』第三卷

和田秀作一九九三「陶氏のクーデターと石見国人周布氏の動向」「周布家文書」の紹介」「山口県地方史研究』第七〇号

岸田裕之一九九五「人沙法」補考—長州藩編纂事

業と現代修史小考」『山口県史研究』三 山口県
県史編さん室

益田市立雪舟の郷記念館一九九八「中世益田氏関係文書特別展」陶隆房のクーデターと益田藤兼」

藤川誠一九九九「石見国周布氏の朝鮮通交と偽使問題」「史学研究」二三六号 広島史学研究会

原写本の旧字・異体字等は、可能な限りそのまま表記し、変体仮名及び合字等については、常用のかなに改めた。